

平成 26 年 6 月 18 日（水曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成25年6月18日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	遠藤	健 治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	中 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事 務 局 長

阿 部 明 広 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

芳 賀 俊 幸

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第2号

平成25年6月18日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告2番、今野雄紀君。質問件名、1、今後の仮設住宅等の集約の見通しについて。2、戸倉公民館の単館化は望めないか。3、景観保護条例の設置について。以上3件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） ワールドカップたけなわ、けさはネイマール得点できませんでした。通告3件、ハットトリックを目指し、6番今野雄紀、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

壇上より通告1件目、質問の相手町長、質問事項今後の仮設住宅等の集約の見通しについて。質問の要旨といたしましては、1番、仮設住宅の集約は行われるのか。もし行われるとしたら、その時期はいつごろからになるのか。

2点目、仮設住宅の集約の優先順位にはどう考えているのか。

同じく、みなし仮設の今後の動向について。

集約後の仮設住宅の廃棄及び処分について。

以上、壇上より伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、今野議員の1件目のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の仮設住宅の集約の見通しについてのご質問であります。南三陸町の仮設住宅は町内外に合わせて58団地、2,195戸を整備しており、うち公有地19団地、1,066戸。民有地を借り上げしているものが39団地、1,129戸となっております。震災から3年余りが経過した現在、一部民有地を借用した団地の地権者から当該地での住宅再建のため土地の返還を求められ、ことし5月対象となる仮設住宅入居者にご理解をいただき転居をお願いした経緯があります。しかしながら、集約化を進めるということにつきましては、仮設住宅から仮設住宅への転居を強いる形となり、被災者の方々にとっては多大なストレスを伴うものでありますから慎重に進めなければならないというふうに考えております。ことし夏には、災害公営住宅への入居も始まり、それに伴って仮設住宅の空き室が増えてくることから集約化計画の具体案を検討中ではありますが、時期については明言できる段階にはございません。防災集団移転や災害公営住宅等への入居時期を見据えながら、防犯やコミュニティ維持の観点も加味して計画を進める必要があるというふうに考えております。

次、2点目の集約化の優先順位についてのご質問ですが、民有地を借用している団地で住宅再建のため返還を求められている地権者が既におりますことから、同様の事例が優先することになります。次には、子供たちに一日も早い教育環境を提供するための学校用地、あるいは町内外の民有地になると考えております。それぞれの仮設住宅では、コミュニティが形成をされておまして、入居者の再建の形態もさまざまであります。また、先ほど申し上げましたとおり仮設住宅への転居を強いることとなりますので、各仮設住宅の自治会長とも協議を進めながら入居者に対し理解と協力を求めた上で決定していきたいというふうに考えております。

次に、3点目のみなし仮設の動向についてのご質問ですが、平成24年3月末でみなし仮設住宅の新規申請は終了しており、現在は国からの承認を受け1年ごとに契約更新を行っております。住宅再建等が徐々に進み、みなし仮設住宅からの退去が少しずつ増えてきてはおりますが、被災地の復興状況や被災者の実情等を踏まえた上で、現在は国と県において4年目から5年目の延長について協議中であるので、決定次第周知をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、4点目のご質問。集約後の仮設住宅の廃止・処分についてであります。現在の制度ですと当初の目的を達成し、供与を終了する仮設住宅は解体・廃棄処分となりますが、資源として再利用できないか検討をしております。協議の中では、県でも建物を町で利用する場

合や自治会、公共的団体が活用を図る場合には譲渡ができるように考えているようでありま
す。しかし、移転費用等につきましては受益者負担となる見込みであります。また、解体ま
だに時間の余裕がある場合には、個人等に売り払いも考えているようではありますが、団地単
位での売り払いを予定しているようであります。町としては、いずれにしても課題もあるこ
とから、今後県の通達等の内容等を見極めながら方向性を検討してまいりたいというふう
に考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より答弁いただきました。その前に、仮設住宅を必ず集約しな
ければいけないのかという、そういうことをお聞きしたいんですけど。できればというか、
引っ越し等もあるので県のほうとかから集約することによって、いろんな費用とか負担がい
っぱいかかる意味で集約するのか、それとももしそのままずっとできるんだったら集約しな
いままでもできるのか、そここのところを最初に確認させていただいて質問等にしたいと思
うんですけども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御承知だと思いますが、今もちょっとお話しましたけれど、基本的には
民地の部分のお借上げの部分がございますので、当然そういった返還を要求されれば町とし
てもそれにお応えをするということが大前提でございます。

それから併せて、基礎杭等につきましては、ただの木で、木ぐいで基礎をやっておりますの
で、そういった老朽化というかそういう問題も出てまいりますので、その辺はやっぱりそう
いうふうな形の中で集約化をしていく必要があるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それもそうなんですけれど、もうちょっと大きい形で、仮設住宅を集約
することによって町の経費とか県の経費等いろんなメリットというか、あるのかどうかとい
うことをお聞きしたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ経費は当然かかります。ご案内のとおり仮設から仮設に引っ越し
等につきましては、町としてその辺の資金援助をするというお話をしておりますので、資金
的にはかかりますが集約化はしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

集約化なんですけれど、現在この空き室状況というか、どういう状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現在のところ、空き室は236戸ございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちなみに、空き室236ですけれど、実質的に住んでいる空き室なのか、住んでいない空き室なのかどうかということをお聞きしたいんですが。私、けさ行政のほうの組合長で広報等お知らせ版を配ったんですけれど、実際この236以外に全部配っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 空き室につきましては、基本的にはもうそこは空いているという。いわゆる、何ていうんでしょう、倉庫代わりに使っている方がいらっしゃるとか、そういった形だと思うんですが、なかなかそこまでは精査できないと。一旦、お貸しをした後に引っ越しをいたしますよというようなことに申請がございましたら、その辺の対応をしているというようなことでございますので、そういう苦情があるのは事実でございますが、基本的にはそういう細かいところまではなかなかチェックが行き届いてはいないというような状況であります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 2番目の優先順位ですけれど、民有地ということで現在この返してほしいというところが出ているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 返していただきたいというところは、出てございます。平成26年度中に自立再建のために土地の返還要求があるのが7団地49戸の解体を現在協議中でございます。

8月までに2団地14戸を解体をする予定ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その解体した団地の方たちの引っ越し先というのは、どのような先になっているのか、もし検討中でわかるのであれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） その当該の団地の中で空き室があれば、できればそこからそちらのほうに移っていただきたいというようなことの考えでございます。なるべく遠くではな

くて、そのコミュニティーを維持したまま近くの団地内に転居していただくというのが理想かなというようなふうに思っておりますので、団地内にあいている場所があればそちらのほうに転居をお願いしたいというようなことが第一優先でございます。あとは、そこで埋まらない場合には近くの団地であいている部分に転居していただくと、そういう考えであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ただ、そこで考えなければいけないのは、先ほど町長答弁にもあったように、この学校用地の中にあるところがたまたまそこが近くだからということで、そういう転居等があるとおいおいのあれで、何ていうか難しくなると思うんでそのところを検討しているのかどうか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的に例えば、学校用地で集約する場合には、校庭側から順に集約をしていくような形を想定しております。ですから、あいている場合でも校庭側ではなくて反対側にあいている部分というような、そういうようないわゆるローテーションといえますか、今後返還を求められた場合はできれば学校用地においてもその校庭側をあけるような工夫をすとか、そういうのは必要になってくると考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで集約の優先順位なんですけれど、どういった形というか、何ていうんですか、必ず集約しなければいけないのかどうかという状況も伺いたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話しましたように、集約は町として進めていくという考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その際に、住宅に入っている方たちが結構、今の状況ですといろんなうわさ等出ているみたいなんで、そここのところを周知とかどのような形にしていくのか伺いたしたいと思います。ちなみにどこかの学校用地の仮設で、私は聞いていないんですけれど担当とか聞いたら、うちらほうの団地が引っ越しになるといううわさが流れたということで、そういった不安を持って仮設の人たちが住んでいると、この先とかどのような形で集約になるかというそういう不安をなるべくこう、何ていうんですか、はっきりさせてあげたいという意味もあるんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） うわさですね、まだ町としても集約化の計画もまだつくってありませんので、そういうふうなお話が出るというのは多分お茶飲みの話とかでいろんな出ると思うんですが、決して現在としてそういう状況ではないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長より町の計画は立てているという答弁ありましたけれど、県の指導というか、そのところはどのような形で現在きているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県の指導というのは、ないと思います。いずれ、町それぞれこれだけの宮城県で15の市と町、それぞれに仮設住宅が建っておりますので、それぞれの市や町のそれは都合、あるいは実態に合わせた形の中で集約を進めるということになりますので、それぞれ独自で進めていくということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） すみません、私勘違いしていました。県の事業なんで、あらかじめこういった集約等の作業は県の主導というか、当該近隣の自治体の動向を見ながら進めていって、県がリーダーシップではないんですけれどもとるような形での集約を私考えていたものですから。今の町長の答弁ですと、町独自というか町単位でその集約等は自由と言ったらおかしいですけれど、できるということですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、多分県のものでありますので、県からも集約化を図っていただきたいという、そういうお話といたしますか、そういうのはいずれ来る時期があるというふうに思います。ただ、どこをどう集約化するかというのは、これは町として決めざるを得ないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その集約化なんですけれど、現在何ていうんですか、その仮設での暮らしが延期延期というか、なっているものですから、そこで私は県がこう主導というか、やっているとあったのですが。その仮設での延長も町の判断でできるわけですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もともとご案内のとおり、仮設住宅は2年です。その後、1年、それぞれの町、それぞれの市の復興状況等を踏まえてまだその仮設住宅から出るという環境が整わないという場合においては、1年ずつ延長ということですので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その延長を、町長が判断というか、して延長しているわけですか。そのところを確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町長の判断というよりも、基本的に今仮設から出れる環境にうちの町でございませんので、仮設住宅に入っていないとどこにも行く場所がないものですから、そういう形の中で今仮設住宅の延長をしているわけです。そこを、今野議員篤とご覧になっているでしょう。重々承知の上だと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっとこういうのをかみ合わないと言うんでしょうけれど。私聞きたいのは、この仮設の延長する際にどういう手続きというか、流れの中で行われるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる応急仮設の供与期間の延長については、県のほうからその都度といたしますか、1年ずつ通知がまいります。実際、今町長が言いましたように集約ができる状況にはございませんので、その都度1年間延長いたしますというようなことで。それで、入居者の方とは契約をそれぞれ締結をしておりますので、2年目からは延長する場合にはその条項として何も通知がない場合にはそのまま自動的に延長になりますよというような条項が付記されておりますので、基本的に集約も何もしない場合にはそのまま自動的に1年間延長になるというようなそういう条項になっております。

もちろん集約化につきましても、県のほうからは説明会がございまして、いずれ集約化の計画は立てなきゃいけないですねというような、そういうようなお話はございましたが、具体的にいつまでに集約化を立てるとかそういうようなことは、実際にはその各市町により状況が皆違いますので、なかなか一概には言えないというようなそういうような状況もございまして、集約化プランはいずれ立ててくださいというようなそういう程度のお話はございました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、優先順位について最後なんですけれども。先ほど町長答弁で、自治会長との協議の場ということで答弁あったんですけれども、今後どのような形というか、例えば年1回とか2回とか協議なさるんでしょうから、その見通しについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、集約化の計画を立てていくわけですので、その折には自治会長さん方のご意見等も頂戴をするということで、具体的に今この時期にやるということについてはまだ決まってございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私聞きたいのは、その協議を、協議じゃなくとも今のうちから自治会長等々の寄り合いとか、例えば以前ですと行政区の区長会みたいなのが、今はちょっとあるかどうかわからないんですけども、そういった場でのそのことだけについてではなくて、少しずつこう啓蒙という言葉はちょっと適切かどうかわからないんですけど、少しずつそういうのを知らせていくのも必要じゃないかと思います。なぜならば、先ほど言ったようにうわさ等ということで大分不安を覚えた人もいるみたいなんで、そういった区長会みたいなやつを開いているときに、何か少しでも伝えていただければと思います。そのところ、できるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、少し具体の計画を詰めてきたという段階になれば、そういう情報もお流しできますが、全く計画ない中でお話するというのは、かえってまたうわさがうわさと呼ぶということになりますので、その辺は慎重にやりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあまだ具体的な、この集約の時期は未定だということでもわかりました。

そこで、みなし仮設についてなんですけれど、同じみなしは普通の仮設住宅と同じように延長されるのかどうかという、そこでちょっと不安がっているみなし仮設に入居している方たちの声も結構聞かれますので、そのところを県のほうとか、当局のほうではどのような形で対応とかをしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、延長という形の中でこれからもみなしの分については進めていくというふうに思います。

ある意味、ただ問題はこちらの町内の仮設住宅が空いてくることによって、町外のみなし仮設、アパートにお入りになっている方々が465世帯ございますので、そういった方々をこちらのほうの空いている仮設のほうに移ってもらうというふうなことも出てくる可能性はあるか

というふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、みなし仮設、町長465、456、実はそれ県内県外合わせてですか、一緒で、わかりました。普通の仮設に入っている方と、みなしの方の、普通の仮設というのも変な言い方なんですけれど、仮設に入っている方の延長と、それは例えば公営住宅ができれば自動的に解消になるんでしょうけれど、みなしのほうもそれと同じような形になるのか。それとも、例えば情報として、ある程度住宅ができてきたら、それこそその住宅に入る優先順位じゃないですけど、みなしを優先とか、もしくは先ほど言ったような学校施設等の敷地のやつを優先とか、そういう流れというか少しでも情報として入っているようでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 県のほうの説明会の中では、基本的には応急仮設住宅とみなし仮設住宅は同じ扱いであるというそういうスタンスでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

次に、集約後の仮設住宅の再利用というかあれなんですけれど、先ほど町長答弁あったように解体及び廃棄、そして町とか公共的な利用に払い下げみたいなことができるというんですけれど、そここのところをもう少し詳しく説明というか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私のほうから、言葉のとおりでございまして具体的にこれがいい、これがだめだというものはまだ示されてはおりません。町で再利用する場合、また地域で何かそういう集会所等に利用する場合は払い下げが可能だということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 具体的にはまだ決まっていないということですか。一応そここのところだけ伺いたい。その答弁ちょっとわかりづらいので。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 最初から枠が決まっているわけではなくて、事例が発生したたびに協議をして、それが一般的に考えて妥当なものであれば払い下げができるということだと思います。今の段階でメニューが出て、こういう形で使うものに対してはいいという具体的なものは示されておられません。当然、これから町としてどういう利用の仕方がいろいろ出てくる

とは思うのですが、その中でその都度県と協議をするということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） これから、だんだん集約になっていくと思うんですけど、集約になった場合に取り壊すわけですので、この前集約になった住宅はどうなったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 本年度14戸を解体する予定でございますけれども、まだ解体の工事には着手はしておりません。今、入札の準備をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） どのような形で入札をするのか、入札というか解体、解体ってもう決まっているんですか。再利用はないですか。わかりました。

それじゃあ、仮設住宅の集約についてはまだ具体的な時期は決まっていないということで、わかりました。

次、2件目に入らせていただきます。

戸倉公民館の単館化は望めないかということで、現在、旧戸倉中学校校舎の再利活用として改築し、戸倉公民館とするという考えのようですが、次の点について伺いたいと思います。

校舎の再利活用を公民館と決めた理由について伺いたいと思います。

2番目として、地域住民との合意形成はどのようにとれたのか、その流れを伺いたいと思います。

あと3番目として、今後の戸倉地区におけるコミュニティーの形成及び生涯学習活動への取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問でございますが。

1つ目ですが、校舎の再利活用を決めた理由ということでございますが、御存じのとおり戸倉中学校は平成26年、ことしの3月末で閉校となりました。これまで地域の学びの場として親しまれてきました戸倉中学校の校舎をどのように再利用するのか、町内で検討をした結果、戸倉中学校の伝統と歴史などを保存・展示し、地域の方々及び町民等に親しんで生涯学習をしていただくため、戸倉公民館として再利用することが最適と判断をいたしました。

2つ目の質問。地域住民との合意形成はどのようにとれたのかについてであります。これまでに戸倉コミュニティー協議会の役員の方々に説明をし、さらに地域懇談会を志津川自然

の家、南方仮設集会所、津山公民館の3カ所で開催をしました。出席いただいた方々からは、特に反対意見はございませんでした。公民館として利活用での要望を、逆にむしろたくさんいただきました。ご意見をいただいた内容を検討し、できるだけ要望を設計等に組み入れて地域住民の利用しやすい公民館として早期に再利用したいと考えております。

3つ目の質問。今後の戸倉地区におけるコミュニティーの形成、生涯学習活動への取り組みについてであります。東日本大震災で被害が大きかった戸倉地区は、荒町地区以外のほとんどが被災したため、高台移転し新たな行政区として地域形成されます。移転後は、行政区の見直し等が検討されますが、戸倉公民館をコミュニティーの拠点とした地域づくりの推進や、子供たちから高齢者までの学習意欲と学習活動を支援し、文化スポーツ活動などの生涯学習の場として積極的に推進をしながら、魅力や誇りの持てる住みよいふるさとづくりを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 校舎の利活用を決めた理由ということで、生涯学習の場にしたいということなんですけれど、実際中学校の統合を決めるときに、あらかじめ校舎を今後どのようにするかという協議は同時進行ではないんですけれど、そういった形で進んできたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういうことではなくて、戸倉の統合の問題、それからこの校舎の利用の問題、これは別々という問題でこれまで地域の方々に説明をしてきたという経緯がございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 別々というか、統廃合を決めるときに必ずこの校舎の利活用をどうするかということも普通考えると、検討するべきというか、はずだと思ふんですが、そのところが同時に考えなかったというのはどういった理由があるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、統廃合を町としてお願いをするという段階で、統合が決まっていない段階でその校舎をこのように活用するというお話をするというのは、地域の皆さんにとって大変失礼な話になると私は思います。ですから、我々は統廃合と校舎の活用という問題については、別に分けてご議論をするというのが筋だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、統廃合のこの具体的な必要性というか、そこはもうしっかり決まったわけなんですか。決まったというか、その統廃合を進めていく上で、この校舎はもう使わないで統廃合するという考えのもとだったわけなのか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 戸倉中学校の志津川中学校との統合につきましては、これは地域の方、保護者の方にもご説明申し上げたんですけれども、いわゆる旧志津川町時代から教育委員会の方針として町内の中学校、生徒数の減少によって、生徒数のいわゆる数によって将来的には町内に中学校1校という方針を立てておりました。それに沿って、統合を進めてまいったわけでございます。今回たまたま、東日本大震災におきまして生徒数が減少して、いわゆる統合の時期に来たということでお話を申し上げて、統合についての推進をしてまいったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、その校舎が例えばまた元の校舎で、中学校としてやっていくことは可能だったのかどうか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学校統合を進める上で、戸倉中学校と志津川中学校統合したわけですが、今度また統合を解消してまたそこに戻るということは、当然あり得ないということで、当然その現在の旧戸倉中学校の場所については学校として活用するということは当然考えていないところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 統合の計画というのはあるでしょうけれど、現にこう復旧というかそういった地域の方の要望というか、思いはなかったのかどうか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 統合を進める上で、地域の方、保護者の方とさまざまなご意見を、話しを進めた中で、当然地域の方からはやはりそれを復旧してほしいとか、それから残してほしいとかといういろんな意見は出されてきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった意見の中で、統合を決めたというわけなんですけれども、私が思うには統合を進めていく上で、何ていうんですか、どうしてもその後の利活用のがなされていなかったということが不自然というか、不思議でならなかったんですけれども。私思

うには、例えばまた校舎として使えるよう、公民館として使えるということを使うと何か校舎としても使えるんじゃないかというそういうことが出るような思いなんですけれど、そういった思いはありませんでしたか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 寝た子を起すわけじゃないんですが、過去の話というか、ずっとこれまで戸倉地域の皆さん方といろいろお話をさせていただいたのは、基本的には子供の数、大変減少してしまったということが統合をお願いをした唯一の問題点でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より子供の減少ということですけど、じゃあがらっと角度を変えまして、小学校は建設するわけなんですよ。そこで、私再三、これまた設計が済んで発注も済んだ小学校に対して言うのも何なんですけれど、私以前から中学校をなくさないために小中一貫も考えられるんじゃないかということで提言してきたんですけど、そういった案とかは出てこなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 施設の活用については、いろいろいろんな形があるわけですけども、小中一貫校というか、その何のために小中一貫校をするのかというその目的が非常に重要だと思います。生徒数が減少して、やはり単独の中学校として子供たちを教育するには、やはり子供の社会性の育成だとか、それからあとは競い合う中での個を高める力だとか、そういういろんな、あと部活動の問題もありますけれども、そういう中学生を育てる上での学校教育を進める上で、やはりいわゆる人数が少なくなって、小学校と中学校を1つにするという考え方よりも、やはり統合することによって子供たちに中学生としての教育活動を行いたいというような考え方がございましたので、小中一貫の考え方はございませんでした。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いろんな教育の特色を出すために、小中一貫ということで検討しているみたいですけど、私もこういった議会で再三言っているのは、なるべく地域のこの学校というか、小中なくさないようにという思いから、できればそのように人数が減った状況でもこの小中一貫というのはできるのかどうか伺うというか、聞いてもわかるかどうかかわらないんですけども。実は、昨今、中高一貫校の国が制度化ということで、私小さな新聞を見たんですけど、9年間を通じた教育をしやすくするためとか、そういった形で制度化する

方針を文科省は決めたということです。それで、これまで自治体が進めてきた小中一貫校を後押しするためとか、そういった設ける改正案を国も来年の通常国会に提案する予定という流れもあるみたいなんです。そういった流れの中で、もし事前にこういった情報なり入っていたのなら、この小中一貫も検討できたんじゃないかという思いがあるのでお聞きしました。なおさら、以前ですとこの変だと豊里あたりでやっていたんですけど、学校の先生の問題で小学校を教える先生と中学校を教える先生が別とかで大変という、今回のこの改正案はもう少し踏み込んで両方教えられるような先生が養成というか、できるということにもなっているみたいなんです。それで、教員免許等もそのような形で若干変わるようなことも言われています。それで、小中一貫自体は2000年ごろから注目され出してきたということなんですけれども、それは単にきのうの一般質問でもあったんですけど、不登校やいじめの問題としての中1ギャップの解消などということであれしたみたいなんです。その件に関して、当町ではこの中高一貫のスタイルは取り入れたんですけど、小中一貫のほうが私実は大切じゃないかと思っていたものですから、今回またこのように質問しているわけなんですけれども。この小中一貫と、あと今ちょっと関連なんですけれども、現在中高一貫の制度というのは、やっているのかやっていないのかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私も文科省で出されたものを読んでいるんですけども、その中には中高一貫教育の制度化ということだけじゃなくて、小中連携も大切なんだよという言葉も文言が入っております。冒頭に必ず小中連携という言葉があります。非常に大事だと思います。中1ギャップの問題もそうです。小学校6年生が急に中学校に行ったときに、その中学校の教育になじめなくなって不登校を起こす原因になったりするということが、昨今言われております。それを解消するために、小学校と中学校が連携をしてスムーズに小学生が中学生になれるという、そういうやり方が必要だということを言っております。小中連携は、実際うちの町でもやっております。もう具体的に言いますと、昨年、今年度と2年間、県の指定事業で志津川中学校区を中心に戸倉小学校、入谷小学校、志津川小学校と志津川中学校、これに高校を入れて、志教育推進事業というのをやっております、お互いに乗り入れをして授業を見たり、それから子供の指導に当たるというそういうやり方もしております。それから、歌津地区においては、やはり昨年、今年度と2年間続けて小中、いわゆる歌津中学校区、歌津中学校とそれから名足小学校、それから伊里前小学校、この3校で英語推進教育を取り組んでおります。これも中学校と、それから小学校の先生がお互いの学校に行って子供たちの

指導に当たったり、生活を見ていると、そういう取り組みをしております。したがって、小中一貫教育がいわゆる中1ギャップを解消するのに非常に重要なんだということではなくて、やはり大切なのは小学校と中学校、中学校と高校が連携して子供の教育に当たるというような、そういうやり方をやはり大切にしていきたいなど、そういうふうに考えております。中高連携は、やっております。これは志津川高校と、それから歌津中学校、志津川中学校と。これは併設型の連携ですので、1つの校舎ということではなくて、学校は別々ですけれども連携教育は進めております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、小中に関してわかったんですけど、中高に関して具体的に震災後のその中高一貫の流れというのはどのような形になっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 震災後もやっております。それで、中学校と高校がどのような連携の仕方があっていいのかというようなことで、いろんな事業をやっております。例えば、学力向上のために高校の先生が中学校に来て、英語とか数学を教えるとか。逆のケースで今度は中学校の先生が志津川高校に行ってその指導に当たるとか。あとは、部活動を一緒にやるだとかという、そういう取り組みはしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） なんか公民館の話が、学校の話になったみたいなんですけれど、関連で伺いたいんですけど、きのう実は町がなくなるというか、そういった質疑というか質問のときに、町長は現在の志津川小学校と中学校が老朽化っていうかしているんで、建て替えなければいけないという発言があったと思います。修理ですか、建てかえ。私、そういったもので町長の発言で、建てかえというニュアンスでとったものですから、実は今回この話を公民館で出したのは、将来的に何か予算の面とか聞いたので、修繕にもそんなに予算がかかるのかどうかかわからないんですけども、そういった建てかえるときに今後こういった小中一貫も検討できるのかどうかということを伺いたいと思っていました。その件に関しては、わかりました。

次に、地域住民との合意形成なんですけれど、コミュニティー活動の代表の方たちとか十分に協議したということなんですけれど、実は私も何か議員のせいか、その公民館を中学校を改築したいというときのお告げというか、挨拶、案内状が来たんで行きました。そうしたら、生涯学習課長、建設課長、あと企画課長がいたんですけど、そういった中で私そこで思っ

たのは、例えば地域住民の合意形成というかそういった建物に、地域の人がどういったやつを望んでいるのかということ、本当に必要なものを認識するには私今の建物とか改築する流れというのは、企画課等で企画し、あと建設課で何か設計して、そしてあと生涯学習課でそれをハードを使わせてもらうという、そういう流れのような気がするんですけど、そういう流れなのかどうか町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれ担当課には役割がございますので、そういった分担、しっかりしながら進めていくということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 当然、一番最初に町長がこうするという判断のもとなんでしょうけれど、私思うには、本来ならば設計とかなんか委託するときに、今回の隈研吾さんのデザインのと きもそうなんですけれど、設計する人と地域というか本当に使う人の、この要望を集約、吸い上げるというそのシステムが現在のように、地域の役員さんとか偉い方たちの意見を、それも大切なんでしょうけれど、本当に必要というか、思う人たちの意見というか、本当に集約できているのかどうか、そこが私余りもしかすると個人的な偏見かもしれないんですが、できてないような気がします。ですから、何か決めるときに本当に必要な、先ほどの流れからすると建物を建てるって決まって、そして何かしっかり設計等決まった段階で、今回だと生涯学習課のほうに建物を使ってもらおうという、そういう流れにしか感じられなかったので、そのところを本来なら生涯学習課で地域の人たちの合意形成というか、こういうふうに使いたいという意見集約する場があったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちなみにですね、地域懇談会開催させていただきまして、さまざまな要望が出てまいりましたので紹介をさせていただきます。

戸倉地区の皆さんの集まる場、活動の場がないので早急に建設をしていただきたい。漁協、あるいは農協の事務所として使えないかと。それから、海や山などの産直の場所として設置をできないか。避難道路の設置をお願いしたい。体育館を利活用して町のイベントの場として最適の場所ではないか。1階を被災のままにして2階を公民館に設置をする。それから、子供などが気楽に過ごせる場所として利用させていただきたい。それから、婦人会の活動の場として和室などがあればありがたい。

そういうふうな各種要望が出ておりますので、こういうものを含めてこれからの戸倉公民館

の前に向けて進んでいく必要があると思います。いずれ、集約しなければ皆さんなかなかお忙しい中で集まっていただく数が少なかったかもしれませんが、しかしながら地域の皆さんで積極的にこの問題に関わりたいという方々はお出席をいただいて、それぞれいろんなさまざまなご意見をいただいたということになっておりますので、そこはひとつそのように受けとめていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その今、町長のいろんな方の意見というか要望を聞いてわかりました。そこで、これから公民館に入るんですけど、公民館自体というか、どうしても以前も折立にあった公民館のときも私再三言ったんですけど、学校の近くというか文教地区にあったほうがいいんじゃないかということをおっしゃいました。それはなぜかということ、やっぱり地域のコミュニティーを形成するには、団地の方たちのみならず、使いやすい場所にやったほうがいいんじゃないかということで、あの中学校は団地から少し離れているし、学校からも離れているので、私としては学校の敷地内等に公民館を新たに単館で建てたほうが、いろんな面で今後地域をつくっていく上で有効になるんじゃないかと思うのですが。そういう単館で建てるという考えは、もともと町長にはなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう考えはございません。基本的には、戸倉中学校これをどう活用するかということに我々考えてまいりました。したがって、先ほど申しましたように地域、住民の方々にここを公民館として利活用することについて説明をさせて、一定の理解をいただいたというふうに認識をしております。文教地といいますか、今度戸倉小学校を建てる場所というお話ですが、それは今野議員の個人の考えだとして、それは受けとめさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） なぜこう文教地区に私必要かということ、きのうの質問でもしたんですけど、図書館の機能というか、どのような形で、私この大衆の青写真というか何か見せてもらったんですけど、片方は何かボランティアの人たちに使ってもらおうということで、もう片方は、左側は公民館的形で使うというんですけど、これを見て何か一番ちょっとショックだったのは、便所が640平米あって図書情報コーナーが44平米という、これを見て私、便所より狭い図書コーナーにちょっとがっかりしたんですけど。戸倉地区における公民館的機能というか、重要さはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今、議員ごらんになっている平面図につきましては、これはあくまで地域の方々のご相談をするためのたたき台的なものというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

それから、トイレと図書室の面積比率の問題ですけれども、あくまで中学校としての部屋の機能をそのまま足していけばそのような平米数になるかと思えますけれども、当然今度は公民館としての図書室を機能拡充をするというような考え方になれば、その面積は当然今よりもふえるということは当然想定されます。

それから、懇談会の中ではその図書室の機能についても要望がありまして、子供たちが寝転んで見られるようなそういう図書室をつくっていただきたいというようなこともございましたので、トイレと図書室の平米数がそれで決まるということではなくて、これから具体的に設計に反映させていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） トイレと図書室のあれはわかったんですけど、戸倉地区の図書館の機能というか、それについてもう少し詳しく伺いたいんですけど。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 公民館の中の図書室としての位置づけといいますか、役割で進めていきたいというふうに思います。いろいろその、今も戸倉中学校のところにプレハブの仮設で月に2回ほど開放しているんですけども、そういう面で結構利用もされているので、それらを踏まえながら検討したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そのような位置づけということでわかりました。そこで、町長先ほど最初から中学校を公民館にするという案だったという答弁あったんですけども、実際復興予算ですの上で流された公民館がたしか640平米でしたっけ、そして予算が2億6,000万か1億6,000万、ちょっとろ覚えであれだったんですけど、予算があったと思うんですが、その範囲内で単館というか単独館は建てられる予算なのかどうか。いろんな、もし建てられるとしたらどういった規模というか、640以下だったらいいんでしょうから、できたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もともと建てる気持ちございませんでしたので、検討はしてございませ

ん。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。じゃあ、もう単館で建てるというはもう最初からなかったということで、それでは今回改修する案について若干伺いたいと思います。

図書館以外の機能はどのように、何か若干ボランティア系の云々という説明あったんですが、もし、これ決定じゃないんでしょうけど今後どのような形でこの改装した分を使っていく予定なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大体、校舎の全体のうち公民館を約3分の1ぐらいということで、これ何度も説明を申し上げてまいりました。それで残った部分につきましては、今議員がおっしゃるように各種支援団体等に活動する拠点として使っていただいたほうがいいのではないかなというようなことで、間取りも含めましてこれから設計には反映をさせていくんですけども。もう1つは、あの場所というところは津波の脅威、それから高さ、そういったところを体感できる場所ということでございますので、そういう来町される方々の受け入れもそういうボランティア団体なりNPO団体さんのほうでうまく行政と一体となってやれるような、そういう展開ができれば理想かなというふうに今のところは考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかりましたけれど、図書館機能のほかにこのNPOさんというか、ボランティア団体の方たちの活動の場も設けるということなんですけれど、このボランティア団体さん自体、私説明のときにも言ったんですけど、半永久的にこれを使い続けるのか、期限を切ってただこのボランティア団体も1社なのかどうなのか、そこを若干なんか私の知っているボランティア団体の人に聞いたら、なんか違うようだとかというのも聞いたので、これは予定している限りはそれなりの入る予定もあるんでしょうから、そのところをまず伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 図書館機能につきましては、何もNPOだけということではなくて、もともと公民館の中に図書室があるわけですから、地域の方々も一緒にここを利用できるということになります。

それから、各種団体の使い方の基準といいますか、使い方のルールづくりということについては、何分当町ではこういった基準決めは初めてでございますので、今いろいろどうい

法がいいのか内部で検討しているというところでございますので、何年間使えるとか、どういう団体が優先で入れるとかというのは、まだ内部で議論中ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、今野雄紀君の一般質問を続行いたします。

今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、答弁ありましたけれど、この2階の部分をどのように使うかということ、何かこの前説明あったんですけど詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2階につきましては、まず先ほど言ったように津波という部分を体感できると、実感できる、あるいは来町者を受け入れるというような大きなスペースとしての利用という、ざっくりとしたイメージでございまして詳細なその部屋ごとの使い方というのは、これから検討していくという状況です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁でわかったんですけど、私説明会でも言ったんですけど、本来ならその傷跡というか爪跡を体感して、来た人にいただくには1階を見せるべきじゃないかって思うんですけど。逆にこういった、もし改装っていうか改築するんだったら、2階を改築するのも1つの考えじゃないかと思うんですが、そのところどのような考え。例えば、何も津波の来なかった2階に行ってもらって、どのような体感ができるのかどうか、私ちょっとそこをわかりかねたんで、まだほんのざっくりした構想ということなんですけれど、そういったことも考慮すべきじゃないかと思うんですが、そのところをもうちょっとだけ詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 何も1階にそういうスペースを設けなくても、1階から2階へお客様をご誘導するときに、実はこの1階の天井まで津波が到達しましたというようなことをお話をしながら2階の観覧スペースのほうに案内するということでも、私はそれは十分機能として足りるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 課長の考えはわかりました。私が再三、もういいんですけれど、思うには、やっぱり実際どこまで来たんだとかって、ああどこまで来たんだとかっていうことで説明して、ガラス等もなんかそういった現状をある程度置くっていうのも変な言い方なんですけれど、そういうふうにすれば、よりよい、ああこういう高いところまで来たんだっていうことで、来館というか来た人もわかるんじゃないかって、そういう素朴な疑問から伺いました。

そこで、この質問最後になるんですけれど、町長先ほど答弁で単館化する考えはもう最初からなかったということでした。

そこで、私の思いというかあれなんですけれど、私公民館というのは以前の戸倉のいっぱい離れたところの公民館のときも再三言っていたんですけれど、やっぱり住んでいるところの特に学校等の近くにあって、管理というか管轄が別の、児童館等もできるんでしょうけれど、公民館は生涯学習課なんで学校のほうとは別の課で、子供たちが何か使っていく上にはいっぱい使いやすいと思う。そういう思いと、あとは図書コーナーも単館だとちょっとした図書館っぽい感じがするんでいいんじゃないかと思いました。あともう1つは、団地にコミュニティーセンターができるということなんですけれど、公民館もコンパクトでも単館化で、私以前の質問でもしたように今後いろんな使い方を、公民館ですから生涯学習以外にもというのは余り思わしくないのかもしれませんが、前も言ったような人寄せというか、そういったやつにも使えるような形で、やっぱり単館化が私は、本当ここ5年、10年、20年後生きていくんじゃないかっていう思いから質問をさせていただきました。この答弁は、いいです。

次に、質問3件目に移らせていただきます。

景観保護条例についてということで、今後高台移転により団地形成がなされているわけですが、何らかの形で、例えば屋根の色等その他、統一感がある町並みというか、町民が余り負担とならない程度の暗黙ではないんですけれど、取り決める条例みたいなものが必要じゃないかと思うんですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3点目でございますが、景観保護条例の設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

統一感のある町並みの形成について、法令に基づいて規制する方法としては、県と協議をして同意を得て景観行政事務を処理する景観行政団体となり、景観計画を定め必要に応じ景観

保護条例を制定する方法などがあります。また、法令に基づかないものとしては、住民同士の話し合いで自主的なルールを定める方法もあります。景観法等の法令に基づき規制する場合は、建築物の色彩、意匠など統一感のある町並みを形成できるメリットがある一方、今後住宅を再建する方々に負担を強いるデメリットもございます。町内では、南三陸金華山国定公園の区域内でも防集団地の造成が行われておりますが、既に完成をいたしました防集団地においては、建築物の色彩、建築物の高さの制限限度などについて住民同士が話し合って自主的なルールを決めております。このような状況から、町としましては町並みの形成に関し、景観法や景観保護条例等の法令に基づき規制をするのではなくて、住民同士の話し合いによる自主的なルール策定を支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長から答弁ありました。改めて、法令というか条例で定めるよりも、地域住民同士の話し合いということでの答弁がありました。実は、こういったあれってというのは、これからの、きのうの町長の質問の答弁にもあったように、これからこの町を何でしていくんだというときに漁業と観光という答えというか、答弁あったのを私記憶しているんですけど。その漁業とは関係なく、観光のほうに関して私ある程度町並みっていうんですか、そういった統一感ある町並みが必要じゃないかと思うんですが、町長そういった町並み等に関してはどのような、観光と町並みについてのもし所見というかあったら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町並みが統一できるということについては、一定程度観光においでになる方々の数といいますか、増やせることができるのかなというような。例えば、山形県の金山町というのがあるのですが、あそこはまさしく建物そのものを地場材を使って非常に統一感があるまちづくりをしております。そういった観点でいくと、そういった人を寄せるといふ魅力のあるまちづくりにもなるのかなというふうな思いもあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長、山形の町のあれで答弁していただきましたけれど、観光でこの町をあれしていくという場合に、私どうしても今町長言ったような、しっかりした町並みというんじゃないくてある程度のごちゃごちゃ感といたらおかしいんですけど、ないような町並みにすることが必要だと思います。そこで、きのうの説明にもあった、要はグランドデザインをしていくという、それは市街地の形成なんですけれど、それに合うある程度、しつ

かり同じじゃなくて合わせるような町並み形成というのも必要だと思うんですが、そのところ町長どのように考えるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） グランドデザインの部分の町並み形成と、それから実際にご自身の住宅を再建するというを一緒くたにすると、非常にこれは、先ほど申しましたように住宅を再建する方々に大きな負担を強いるという部分が出てまいりますので、そこはひとつ分けて考えるべきだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そのことはわかるんですけど、何もかにも同じというか、似たようなという、統一ではなくて本当ある程度の、最低限の、例えば家をつくる際の塀とかそういった旨の、余り本当家を建てる人が負担にならない程度の何らかの話し合いというか、それは住民同士での話し合いなんでしょうけれど、そういったところには検討するというか、余地はないんでしょうかね、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように、もう藤浜のほうでは住宅も建ち始める段階に来ておまして、藤浜の皆さんもそれぞれルールを決めてございます。境界から何メートル離れて建てるとか、色彩はいわゆる極端な色の濃い色は使わないとか、それから美観とかそういうのを損ねるような看板とか、そういうのをつくらないとか、そういうお互い皆さんそれぞれの団地の中でお話し合いをして決めてございますので、ある意味議員がおっしゃるように、最低限余り緩やかなルールの中でということでは皆さん話し合いをしていますので、そういう形の中で建設をしていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、どうしてこう私景観なり町並みの条例が今後必要じゃないかという思いなんですけれど。実は、平泉が世界遺産に登録されて平泉町も町並み条例ということで、先日ニュースありましたけれど、町長のこの観光のルートというか、平泉、そして松島、その中間の峠の茶屋的な形で町内の大きな宿泊施設等も賑わっているんだと思います。それが、間もなく開通する三陸道によってその流れがもしかすると変わるかもしれないという私危惧があるものですから、以前ですと、平泉を見て、次松島に行く旅行者さん等のコース設定で、どうしても平泉見て、気仙沼に泊まると、松島まで行くのに1時間早く出発しなきゃいけないというそういうデメリットがあり、逆に別の場所に泊まって

も、逆に今度石巻等に泊まっても1時間、時間が余るというわけじゃないですけどそういうコース設定になると思います。今回三陸道ができて、どのような形に、逆にいろんな方が来るようになるのか、そうじゃないのか予測不能なんですけれど、なるべくならば先ほど町長観光でということに力を入れるということですので、売り物何か、観光を売るという売り物以前でその景観等が大切じゃないかと思うんですが。景観以外には、では観光でどういったことを売り物にするのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、平泉のお話出ましたけれども、基本的に震災前から平泉との連携、南三陸町でやっておりまして、当時震災前、じゃあ南三陸にそんな景観のそろった町並みがあったかというところと決してそうではない、なぜうちの町においでいただくかというのは平泉にまず宿泊施設がほとんどないです。それで、うちの町に来て魚を食べて、この町に泊まりましょうと、そういう旅行者の設定でやっていただいておりますので、何も町並みが全部そろったから、じゃあここに人が寄ってくるということではなくて、この町のよさをどうやって売っていくかということに我々は力を絞ったほうが私はいいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁で、観光兼漁業というか食べ物というか、そういった点にも重点を置くという考えでよろしいですか、考えてよろしいわけですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう短絡的なことではないんですよ。やはり観光というのは、その地域の持っている風土とか、風とか、文化とか、人とか、食べ物とか、さまざまな要素が絡まって人が訪れるということでございますので、1つ魚だけが受ければいいのかということでは決してないと。観光というのはそういうものでないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長のその観光に関してなんですけれど、風、文化、人という答弁ありましたけれど、私そういったものというのは、やっぱり町のその総合すると雰囲気っていうんですか、そういったものが大切だと思うんですが。何らかの形で公共施設初め、ある程度統一感あるような建物にしていくという考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1つ現実をお話をさせていただければ、これから防集が完成をしまして、一斉に住宅の建設が始まってまいります。そこにはハウスメーカーもあれば、在来工法もご

ざいます。ご案内のとおり、御承知のように、ハウスメーカーそれぞれの独自のつくりというものが、それを売りにしています。そういったものを、皆さんそれぞれ建物を建てる方々が、私はこれがいって言って建てる方々いらっしゃるときに、余りそこに強制的にこういうことにしてくださいというのは非常に、多分一生に1回の買い物です、それを行政として強制的にこういうふうにしろというのは、なかなか誘導するのは難しいと私は思います。例えば今野議員が、俺は洋風の家がいいと言うかもしれませんが。それで私は、和風がいいと言うかもしれませんが。そういうそれぞれの多大なお金をかけて、これから住宅再建をするという方々にそこまでの強制というのは、私は酷かなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 確かに、追求していくとそうなるんですけど、私今回質問したのは、そのもうずっと前段階のほんのこう、何ていうんですか、先ほど町長答弁あったような住民等での話し合いでできるようなレベルでの取り決めということ、今回質問したんですが。それで、どうしてもこう、町長の今の話ですと、いろんな方が建てるというんですが、せめて私この質問の要旨にしたように、屋根の色等だけでもそういった暗黙のこの統一感みたいなのができないものかと思って質問させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住宅展示場に行ってもらおうとわかると思うんですが、屋根のない家というのは随分あります。屋根のないっていうのは語弊があるな。こういう屋根じゃなくて、本当にこう、すこっと四角のやつとあってありますので、さまざまなデザインの今あります。そういう中で屋根って言っても、今言ったようにこういう昔の屋根でない、そういう建物に、そういう規制というのは正直言ってかけられないと私は思うんですよ。ということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 屋根もいろいろな形があるということで、私先ほど公共施設って言ったんですけど、戸倉小学校の何かバス見たら、ちょっと派手っぽい、派手というか明るっぽい色だったんですが、そこのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この間のお示ししました図面につきましては、イメージでございます。当然、色が全てあの色と決まっているかというところとそうではなくて、実施に当たりましては若干の調整はかかります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） できれば調整していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただくのですが。最後に、6月は公務員の方たち、そして議員にもボーナスが出ます。私は今のような一般質問なんですけれど、成果主義ではないんですけれど、せめてボーナス分だけでもの働きをと思い、この6月の議会、そして12月の議会にも臨みます。果たして今回の一般質問は、それに値したかいささか不安ではありますが、議員としての特権の1つである一般質問、通告3件、6番、今野雄紀、以上で終えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、及川幸子君。質問件名、地域医療を支える人材育成を考えては。以上1件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。議長の許可を得ましたので、登壇にて質問させていただきます。

質問は、1点です。

地域医療を支える人材育成を考えてはということですが、過般の議会で町長は、志津川病院再建に向け医師の招聘が大変厳しく難しいことを話されていきました。私たちは、誰もが生まれてきた限りには普通に生活していても老いて病気になり、遅いか早いかは違うだけで死を迎えます。そのことが頭ではわかったつもりでも、自分だけはまだまだ先のことと誰もが皆そう思っていることは事実ではないでしょうか。

当町の高齢化率が30.5%、ことし国保医療費が伸びると剰余金取り崩しが避けて通れない事態となる見込みでございます。そうなると財源不足となり、保険税の見直ししかなくなります。あと数年で団塊の世代が前期高齢者になります。それと併せて、介護保険も給付が伸びると保険税も高くなっていきます。

そこで私は、給付を減らす方法として地域医療を支える人材育成を身近に考えました。例を紹介いたしますが、岩手県の滝沢村は御承知の方もいらっしゃると思いますが、岩手県の雪深い村で冬になると風邪引きや病気になる人が多く国保医療費がどんどん増え、その要因を調べたら住居に問題があり、ある医師と当時の村長が先頭になり住居を2重サッシに直してから国保医療費が減少し、そのことが認められ全国的に保健福祉の村として有名になりました。人口が日本で最も多い村、日本一の村の勲章を捨てて、ことし1月村から市へと移行しなければならない理由は、昨年滝沢村の高齢化率が18.98%と非常に低いんですが、2040年には

33.6%にまで上がり、税収が減少して働く世代が減っていくことを危惧して、あえて市にしなければならぬ、その必要性を住民に訴えてきたことが載っていました。何を言いたいかと申せば、25年後のことまで見据えた施策を今から考えていることである。大変すばらしいことと思います。

当町は、今高齢化率が30%を超えていますので、早急に考えなければならぬときです。国保、介護、医療、看護、在宅医療、地域包括、薬局などそれぞれ単独な仕事をしていますが、他職種連携に特化した事業も考えるべきではないでしょうか。例えば、情報共有システムに切り替えるとか、やり方はさまざまあると思います。それにはやはり、中心となる地域医療を支えるお医者さんが不可欠です。幸い、宮城県に医学部が新設されそうですが、40年近い封印を解いて東日本大震災後の東北に新医学部をつくる意義とは何か、人材育成復興の近道として6月10日の河北新報に載っていました。ご覧になられた方もおありだと思いますが、ここでご紹介いたします。抜粋して記事を朗読いたします。「日本では人口389万人の四国に4校、745万人の中国に5校の国立医学部がある。人口905万人の東北は国立医学部が4校しかない。医学部の進学者数では実に3、4倍の差がある。2012年の厚生労働省調査で東北6県は、人口10万当たりの医師数が軒並み全国平均を下回った。さらに、被災3件では震災後の医師が減った地域もある。ただ、東北以上に医師不足が深刻なのが関東だ。千葉、埼玉、茨城は際立って不足している。高齢化に伴って今後も医療需要はふえる。医師不足に今手を打たないと、隣接する東北と関東で医師の取り合いになる。卒業生の地元定着策は、審査のポイントになるか。卒業生に地方勤務を課す義務年限、入学者の地元枠設定など、規制で進路を縛る地方には疑問を感じる。卒業生を地元に残したいのなら、教育レベルとキャンパスを置く町の魅力が鍵になるのではないか。大学、高校など教育機関の質が上がれば、よりよい教育を求めて人は集まる。いい教育が町をつくり、魅力ある地域に人は集う。早急に結果を求めず、30年、50年のスパンで考えるべきだ。今、東北に医学部を新設する意義とは何か。地域で人材を育てることが復興や魅力ある地域づくりへの一番の身近になる。町の力とは人の力だ、それには教育が重要であり医学部は最大の教育都市となる。医師不足のつじつま合わせだけで医学部新設の意義を語りきってほしくない。地域をよくするための人材育成という大きな発想を持つべきだ。1つの県に2つの医学部ができれば、競争が生まれる。例えば、宮城なら東北大学医学部と新設医学部が切磋琢磨し、それぞれに力を伸ばせるだろう。」これは、東北大学医学研究所の上昌弘特任教授の新聞の記事が載っておりました。私もこの記事に同感です。ただ、危惧されることは、せつかく医学部新設なるのに合格者が県外受検者

だけになっては困るのです。入学者の地元枠設定が必要かと思われます。これに町長にも頑張ってくださいと思います。

当町、歌津出身で4人の若者がそれぞれの医学部卒業して、現在立派なお医者さんになっております。佐藤徹先生は後継者がいらっしゃるようですが、歌津の鎌田先生は後継者がいません。このお二人の先生方に地域住民を支えていただいておりますが、あと20年もしたら町民のそばで寄り添う先生がいなくなります。この町で生まれて、この町が好きで、この町で暮らしたい、この町で地域づくりをしたいと思えるお医者さんを今から育てていくべきではないでしょうか。もちろん、医学部に入るといふ高い志を持つような環境づくりも必要です。地域で人材を育てることが復興や魅力ある地域づくりへの一番の近道になり、町の力とは人の力であり、それには教育が重要でないでしょうか。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員のご質問、地域医療を支える人材育成を考えてはということについて、お答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、従前から医師招聘には当院に限らず他の医療機関においても困難を極めておりましたが、現在でもその状況は変わっておりません。特に、地域医療機関は大変厳しい状況となっております。病院では、医師等医療スタッフ育成のため平成22年度に修学資金貸付制度を制定し、貸付制度を利用する学生の募集を図っておりますが、平成24年度に医師1名、放射線技師1名、平成25年度におきましても医師1名、看護師1名の応募があり現在貸付を行っております。この中には、もちろん地元の方もいらっしゃいます。しかしながら、貸付制度の応募があったとしても、医師として活躍するためには10年程度期間を要することから、地域医療機関単独での医師確保は大変厳しい状況であります。今後も、大学や宮城県への医師派遣要請はもとより、インターネットを活用した医師招聘の展開を推進しながら、近隣病院との連携を図りお互いに医師の派遣ができるような体制の整備を構築していく必要があると考えております。

医療スタッフの確保につきましては、新病院を開設するためにも医師等、医療スタッフの充足は重要と考えておまして、修学資金貸付制度を有効に活用して将来の人員確保を図るとともに、今後も医療スタッフの計画採用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。

ただいまの説明で、22年度から医師招聘の奨学金制度を開設したとお伺いしましたけれども、23年震災後、私の知っている方で申し込みに行ったら制度がなくて断られたと、それで隣町登米市に行って登米市から借り入れして今、ことしから登米市の婦人科ですけれど勤務になったという人がおりますけれども、もしこの22年度で創設していたのであれば23年度だったので間に合ったのかなという気がするんですけども。その辺、22年度ということで間違いないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 22年度で間違いございません。それで、23年度も募集をしております、応募した方がいらっしゃいました。しかし残念ながら、病院あのおりの状況でございまして、応募していただいた方々の資料全て流出をしてしまいました。それで今、断ったというお話でございしますが、断ったということは町としてはございません。病院としてないと思えます。要は、そういった資料が全く流出してしまって連絡の手だて、これが全くとれなかったということが事実だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今ここで、断った、断らないというのも水かけ論になりますけれども、実際は断ったのではなくてそういう制度がないということ、聞いております。なかったということが、聞いております。それで、今この町で町長は常にきらりと光るまちづくりと言っていますけれども、皆それぞれその受けとめ方は違うと思えますけれども、町長の気持ちではきらりと光るまちづくり、それはどういうものなのか具体的に説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 言葉遊びではございませんので、基本的にこれがこういうことを言うということではなくて、ある意味この南三陸町、北には気仙沼、南には石巻、内陸には登米市と、大きな市に囲まれている。そういう中で南三陸町の特徴を出していこうということが、そういった文言というか、言葉の使いようということになっておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） わかりました。私の中では、受けとめ方ですけども、きらりと光るまちづくりというのはどういうことかなということ考えたときに、やはり人、一人一人のその思い、そういうものが持った人の集まり。一人でも多くそういう共感を持てる人の集まりであろうかなって思います。これは、皆それぞれ違う、私の場合ですね。そうした場合、や

はり目標を持つ、何をしたいかということがそういうきらりと光るものにつながっていくの
かなって、私自身思うんですけども。そうした場合、ここは小さな町です。もちろん大学
もないです、高校しかないです。それも今4人の方がお医者さんになっているというお話を
しましたけれども、そういった方々ももう高校から仙台に行って、大学を受験してお医者さ
んになっているわけですけども。小さい町だから、大学がないから、でそれで済ませてい
いのか。やはり、これからこの町で住む子供たち、先ほども環境ということも言いましたけ
れども、そういう環境の中で育てていくことが大事でなかろうかなと思うんです。そうすれ
ば、今志津川高校が県立高校1カ所ですけども、その中に県の経営ですから町でどうこう
口を出すわけにはいかないでしょうけれども、先ほど頑張ってもらいたいということを町長
に話したのは、そういう中であつても進学クラスをつくってもらいたい。それも、ここの志
津川高校から国公立受かるような、そういうレベルのクラスをつくるために身を粉にしても
働いてもらいたい。県に折衝してもらいたい。そういうことを要望したいんですけども、
それは果たして今後何年かかるかわからない、目に見えない、すぐにでは効果の上がない
ことだろうと先ほどの新聞でも記事を読ませていただいた上で、何十年もかかるかもしれな
いんです。そうすることで、ここで生まれ育った人がそういう志津川高校でも大学に行ける
んだよ、国公立を受けられるんだよ、そういう希望が子供たちに芽生えてくるんでないかと。
同僚議員もいらっしゃいますけれども、同僚議員も仙台の高校から国立東北大に入っており
ます。そういうすばらしい人も出ているので、やはりそういう子供たち、進学国公立を狙え
る、ここの高校でも行けるといようなそういう環境づくりをしていかなきゃいけないではな
いかなと私は思います。

そうしたとき、高校ばかりでなく仙台の学校に、高校に行きたいという場合は、ここからど
うしても通学できるわけではないです。100キロの道のりで。できれば1時間の交通網にして
いただけると、通勤通学もできるのかなという思いもありますけれども。また、それに伴っ
てそういう人材を育てていくためには、仙台に南三陸町の寮のようなものをつくって、そう
いう手だてもいろいろあると思うんですよね、考えれば。そういうことを考えていきたいん
ですけども、それがいつできるか現実なものにしていくには、それなりの努力があるでし
ょうけれども。そういう地域、小さいながらもそこで育って、そこで生まれて生活して、こ
こが好きだからここで暮らす、今の現実を見ていますと役場職員も登米市に行っている方も
おります。私の気持ちの中では、情けないと思いますよね。ここで生まれ育って、ここで暮
らしている人たち、ここが好きだから、いろいろその思い方がいろいろあると思うんですよ、

十人十色ですから。少なくとも私はここで生まれて、ここの町が好きだからここにいるという派なんですけれども。

今、復興、復興って復興に皆さん目を向けていらっしゃるんですけども、人は平均80まで生きてにしても80年間この地で暮らすわけです。そういう人、ここで生まれて、ここで育て、ここで死んでいくことが幸せだになって、そうって住めるようなそういうまちづくりを私は望んでいます。そしてまた、皆さんもそういう人づくりというものもしていきたいと思っておりますけれども、役場職員の方でそれぞれの理由がさまざまあると思っておりますけれども、何人ぐらいの方が今登米市に家を建ててそちらに移っているのでしょうか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後段の部分につきましては、個人情報でございますので、それをいちいちどなたがどこに家を買った、どこに住んでいるということではなくて、そこはひとつご理解をいただきたい。

それから及川議員、国公立を志津川高校からなかなか行けないというお話をしておりますが、毎年のように志津川高校から国公立に入学してございます。そこは今、明確に資料はございませんが、多分7割前後は進学していると思っております。進学率は非常に高いです。その辺の現実も少しお調べになって、お話をいただければというふうに思います。現実にも卒業式毎年お邪魔させていただいて、子供たちの進学状況というのを拝見させていただきます。その中にしっかりと、そのような子供たちの進学率の問題も含め国公立に行っている子供たちも結構いるということは、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 志津川高校、何パーセントの進学率でしょうか。

○町長（佐藤 仁君） だから今、資料を持っていないからわからないです。後で。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 医療費の関係なんですけれども、やり方はいろいろあるでしょうけれども、今病院、これから再建になる病院ですね。システムはこれからが問題となると思っておりますけれども、先ほど話しました情報共有システムですか、業務システムなどがあるんですけれども、そういう医療、それから看護、ケアマネージャー、ヘルパーとか地域包括とか連携して業務を、例えば1人のクライアントといいますか患者さん、患者さんのデータを皆さんで共有するというシステムですね。今ですと、各々一人ずつその患者さんを抱えて、病院だと病院で管理している。また、在宅介護だとそちらで管理、ケアマネはその事業者で管理、そ

うということが各々でされているんですけども、そういうことを幸いここは皆病院で、志津川病院では在宅もやっていますし、ヘルパーだけが社協でやっている。社協も町から委託している業者ですから、その辺はできるんでないかなと思うんですけども、そういうシステムなどを今後病院を再建するのに当たりまして考えていくのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 医療と介護連携等のご指摘でございますけれども、今現在公立病院でも電子カルテというふうなことで、個人の情報を管理をしておるといふふうなことで、今不備である項目につきまして現時点で洗い出しをしております。新病院の建設に向けまして、現場サイドで要望事項を洗い出したものを整理しまして、新たな電子カルテというふうなことで情報の共有をしていきたいと。なおかつ、患者さんのデータプラスあと包括のほうで持っているデータ等も連動させまして、医療と訪問看護、それからケアマネの持っている情報等を連携した段階でスムーズな医療サービスを展開していくというふうなことで、現在検討しておるといふふうな状況です。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き、及川幸子君の一般質問を続行いたします。

町長より答弁がございますので、佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、ちょっと答弁漏れましたけれども、志津川高校のことしの進学率約60%です。国公立には、4人の子供たちが国公立のほうに進んでいるということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 及川です。

ただいま国公立4人、60%の進学率ということをお伺いしました。それで、今仙台の学校に行くとなると、やはりアパートか下宿かということになるわけなんですけれども、この地域にはそれが必至なんですよね。他県の人たちは、自分のうちから通うからアパート代も下宿代もかからない、授業料だけでいいんですけども。この南三陸から学校に行くとすると、そういう授業料以上のアパート代などがかかります。そういったことから環境整備の1

つとして、仙台に宮城県の県内の学校に進学する人たちのために、施策としてアパート的なものを低所得者に対しまして、アパート的なものを今後施策として考えることができるかどうかお尋ねいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昔、台原に何寮って名前を忘れましたけれども、登米でつくった寮がございました。そこに結構お入りになった方がいるんですが、いずれどこも今なくなりました。というのは、基本的に子供たちが同じところで同じ生活をするという寮生活ですよ、そういうのをなかなか今子供たち好まなくなってきた。それから御承知のように、昔は仙台市内の学校というのはほとんど仙台の中心部に位置していましたが、今は仙台大体もう郊外に学校が移っておりまして、例えば南のほうに学校があった場合に、北のほうに例えば宿舍設けた場合にその通学の時間とか含めまして、だったらそれだけの時間考えるんだったら近くにアパートを借りたほうが良いという、そういうふうなケースがふえてきて自然消滅という形の中でそういった寮が減ってきたという、時代的な経緯がございますので、ある意味じゃあ場所はどこにするんだという話等々を含めましてなかなか難しい問題かなというふうな認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 宮城県で昔持っていた青葉寮、あそこ二高のそばにあった、二高ですかあそこ、昔の、今は富谷に移っていますけれども青葉寮、あそこが土地がそのまま残っているようですね。最近は行ってみないんですけれども、去年あたりはあそこ通ったときにはまだそのまま何も建たないであったようなんですけれども。それらを宮城県に働きかけて、なんとかそういう、今度は通勤にというただいまの町長の答弁ですけれども、そうであれば自転車とか地下鉄とかバスとか、そういうものもあるはずですので、そういう何らかの手段を講じて人材育成に努めていきたい、教育レベルを上げて何とか上の学校に進みたいという人たちのために施策を考えていただきたいと思います。

それから、先ほど病院の事務長が答弁された確認なんですけれども、電子カルテ、やっぱり病院が新しくなるとどこでも今電子カルテになっていますけれども、この電子カルテをやったことで業務システムが即オンラインということにはならないと思います。そこをもう一度確認をお願いします。電子カルテ入ることはわかりました。それに伴って、各包括、それから事業所、在宅等つながってアクセスできるように、開所と同時にできるのかどうか。確認をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 基本的に電子カルテ震災直後、公立志津川病院と南三陸診療所のほうで導入をしておりました。基本的には、病院内の患者さんのデータの一括的な電子カルテの導入というふうなことでございます。それと、福祉と医療、それから介護の連携という観点からは同じ建物になりますし、その辺の情報を、施設が同じというふうなこともありますので、連携をとりながら在宅であったり、医療であったり、外来の診療に結びつけていくというふうなことでございます。電子カルテ種々検査の部門、それから看護の部分で問題ございます。解決しなければならない項目もございますので、今現在洗い出しというふうなことで、電子カルテのグレードアップも含めまして今現在検討しておるといふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 教育力を上げるというお話でございますが、何も仙台に行かなければ教育力が上がらないということではございませんので、そこは町の教育委員会含めてその辺はしっかりと取り組むということが必要だと思いますし、きのうたまたま町内の小中高の校長先生、教頭先生の懇親会がございまして、さまざま意見交換をさせていただいたんですが、例えば1つ割愛をして指導主事を町として雇用して、それを学校のほうに振り向けて教育力のアップにつなげていく、そういうふうな方法も考えられるんじゃないかと、そんないろんな意見交換をさせていただきました。そういう手も考えながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ここでお医者さんの家族がいる家族としては、今志津川病院であれば、家族で来ている先生といいますと、志津川病院の西沢先生。西沢先生は自宅が入谷のほうに、志津川内にあるからご家族で来ていますけれども、大概の先生方は居住は仙台で、家族を仙台に残して単身赴任で来ているんですよね。それはなぜかという、やはり子供たちの教育問題と、ここが不便な地域だから家族で来ないで仙台から通ってきていると思うんです。そうした場合、そういう先生の跡を継ぐ後継者がつくれるような、そういう環境づくりも必要でないかなと思われま。そうするにはどうしたらいいかなということも考えていかなきゃならないことだなと思います。

なかなかお医者さんの親からお医者さんの子供は必然的に、環境でそうなっていくんですけども、一般の人からお医者さんになるということはずごく努力、本人の努力が人一倍の努

力が必要なわけですね、それだけの難関の医学部に入んなきゃないということで。そういうこれからの若い人たちが、そういう人たちが、ここの南三陸町の環境の中でも医学部に入れるんだよというような人たちを育てていくのに、どうしたらいいかということをおもひなでやはり考えていかなきゃないと思います。これからの課題ですけれども。

それから、奨学金制度なんですけれども、今試験が多分3月、国家試験になってきてその国家試験を受けて、発表を待って、奨学資金の申請となるわけなんですけれども。そうした場合、例え3月試験で合格して4月からすぐ入学になるわけです。この奨学資金の選考委員会は多分4月、申請が3月あっても次の月の4月に選考会があると思うんです。そうした場合、その空白をどのようにして入学資金だのいろいろあるわけなんですけれども、ここで入学貸付500万以内とありますけれども、その選考委員会さかかけている途中にも必要になってくるわけなんですけれども、それをもっと簡素化、前倒しにしていけないか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） まず、質問2点かと思います。

医師確保の課題というふうなことで、及川議員おっしゃいましたように、今回東北地方に病院の新設というふうな問題で国の考えもしっかりと明示されておると。具体的には先ほど議員おっしゃいましたとおり、西日本のほうでは、四国のほうで389万人で4校公立高校があるというふうなことで、残念ながら東北地方には905万人に対して4校しかないというふうなことで、これが1校でもふえることによりまして、地域の医学部に入学できる数がふえると。したがって、そのことは地元の医学部に卒業して医者になれる方の数がふえるというふうなことですので、この辺は国の具体的な対応というふうなことでありがたく受けとめていいのかなというふうに考えてございます。

それから、奨学金につきましても現在4名貸し出しを行っているような状況でございまして、空白期間の生じることのないような形で入学した方が奨学金を受けられるような、そういう体制をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それから奨学金、今5年だと思っておりますけれども、今大学もう6年になりましたので、薬学部も6年になりました。それで、この条例を5年から6年に直す考えはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 基本的に、修学している期間に関しましてはドクターが月額25万、それから看護師等につきましては7万5,000円を貸し付けるというふうなことで、修学期間貸し付けるというふうな内容になってございますので、6年でも対応できるものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の回答ですと、奨学期間、例えばですね1年延長して大学院に行きたいというような場合は、それでもオーケーなんですか。修学期間に入って5年過ぎても、6年でも7年でもいってという解釈でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 貸し付けの対象というふうな条例の中で、学校教育法の医学部に属する方、それから医師法に基づく大学院に行かれる方についても対象とするというふうな規定になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今は、この医師の医学部の貸し付け条例なんですけれども、それと並行して別な教育委員会部局の貸付金があるんですけれども、それ2つ使うというような、そういうことはどうなんでしょうか。教育委員会をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） お話のように、教育委員会のほうでもその奨学金制度持っておりますが、医療関係のほうの奨学金制度のほうは金額的にも有利なものですから、2つ重複してというわけにはまいりませんので、仮にそういう方が私どものほうに申請して来られた場合、そちらのほうがいいんじゃないですかというそういうようなご案内をしています。重複は認めておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 例えば、兄弟姉妹で借りるという場合、なきにしもあらずだと思わすけれども、そうした場合、片やそっちの病院側のほうの奨学金借りました、それでじゃあ1人に貸したから2人目はだめです、そうした場合、こっちの教育委員会からの普通の大学の奨学金は受けられるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 普通の大学というか、その医学部以外という意味ですか。それはもちろん可能ですし、兄弟がいようがいまいがそれは問題にはしません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 奨学金の件はわかりました。

それから、志津川高校の進学率60%ということなんですけれども、この志津川高校の進学率60%をもっと、これから長い年月かけてなんですけれども、先ほども言いました国公立4人ということがありますけれども、進学クラスを充実させ、ここの志津川の南三陸の高校に行くと医学部にも入れるというような、そういうレベルまで上げていけばこちらにも県外からも来て高校に入ったり、ここの町に来るとするような人も、人口もふえてくるかと思うんですけれども。それは極端に5年後すぐできるというわけではないんですけれども、地道な努力があると思うんですけれども、たとえ5人でも3人でもそういうクラスからスタートしても、そういうことを考えていくことができるかどうか。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 高校に関しては、県立高校ですので、県教委の考え方によってどのような形で学級とか学校が運営されるのかというのは決まるわけで、地教委、南三陸町の教育委員会の場合だと町立の義務教育学校を管理しているものですから、高校についてはちょっとそういうことで、県教委のほうの考え方によるということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 県営ですからね、そうだと思うんですけれども。その思いを、町としてのその思いを、県に働きかけてそういうクラスをつかっていきたいというような思いを話せないものか、その希望ですかね。これからの町のあり方としてそういう希望などを話して、思いを伝えることができないのかできるのかわからないんですけれども、そういう思いを働きかけていくということですかね。そういうことを、答弁はいいですけれども、そういうものを皆さんで訴えていけたらと思うんですけれども。どのように表現していけば1番いいのか、ちょっと戸惑っていますけれども、そういう思い、今の高校。今は進学校といっても気仙沼、登米、仙台に散らばっていますけれども、そういうレベルを上げた質の高い教育をする場所として志津川高校、地元には1校しかないですので、その高校をレベルアップすること。に行けない人たちも通うことが大変なときを過ごしているお子さんもいると思うんです。いながらにしてそういう勉強したい、そういう高い志を持つ子供たちを多くつくっていく、そういうことも大事で、環境として大事なことだと思います。

それから、先ほどの国保介護保険のこれからの給付の多くなる中、料金の改定などがこれからも見込まれるんですけれども、その辺の抑制をするための手法というものがありましたら

お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 国保の保険者の立場から、今の医療費の抑制についてお話させていただきます。

従来からお答えしている部分もございますが、特定健診等の推進に合わせて健康づくりの推進、これは保健福祉課にも関連する部分ですが、そういった形で医療を受けないで済むような健康づくりを推進する必要があるかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 介護についても同様でございますが、基本的には要介護にならない人をふやすこと、いわゆる介護予防教室などを充実をさせて要介護者を減らすというようなことが、いわゆる介護保険料の抑制につながるのかなと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、健診など毎年実施しているわけですが、やはりその結果に基づいて、その後のステップにどうしたらいいかを踏まえて、どのようにしていったらいいか、そういうことも連携しながら考えていただきたいと思います。やはり予防、そうするためにはどんな生活をしていったらいいか。私も前にアルコール依存症のときも話しましたが、アルコール依存症になった人は一生アルコール依存症なんです。それがどうしてそういうふうになったのか、そういう人たちをふやさないためにどうしたらいいか。そういうことをきちんと考えた上で住民の健診や予防のほうに向かっていただけたらありがたいと思いますので、ぜひそういったことを。アルコールは男性だけではない問題なんですけれども、今こういう仮設暮らししているとやはりアルコールに依存するところが見えてくるんですね。狭い中にいるって、ストレスになっている部分もあるので、そういうものに手が行くというのはわかるんですけれども。そうしないために、じゃあ住民にどういうことをPRして、お酒に手を出さないで、依存症にならない程度のものであればいいんですけど、それが365日になっていくとだんだん依存症になっていきますので、その辺も考えた上で国保、介護、保険、福祉分野で連携してそれにご尽力いただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

通告4番、小野寺久幸君。質問件名1、医療介護総合法案について。2、教育委員会制度改

革について。3、女川原発の再稼働について。以上3件について、一問一答方式による小野寺久幸君の登壇、発言を許します。4番小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許可を得ましたので、壇上から質問をしたいと思っております。

きょうは、3件用意したんですけれども、その中の2つの法案がきょう参議院を通過して、きょう厚生労働委員会を通過して、きょう成立してしまいました。この質問の内容を少し変えなくちゃいけないかなと、今考えております。法案に対する私の考えと、町長、教育長の感想などを伺ってみたいと思っております。

1件目なんですけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律案という長ったらしい法律だったんですね。案だったんですけれども、それがきょう通ったようです。その中身なんですけれども、いろいろ問題がありまして、介護保険の要支援者への訪問、通所サービスを保険給付から外して市町村の地域支援事業に置きかえるということですが、このことについて伺います。

それから、利用者の負担が一部ふえるということも盛り込まれておりまして、利用の抑制と重症化が懸念されており、かえって経費増になるのではないかと思うのですが、このお考えを伺います。

それから医療に関してですが、都道府県が医療機関の病床の再編・削減を推進する仕組みを設けて、計画に従わない医療機関への制裁措置までとろうとしておりますが、このことについてお考えをお伺いしたいと思います。

以上、壇上から終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員の1件目のご質問、医療介護総合法案についてお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案につきましては、平成26年2月12日に閣議決定され、本日成立という運びになりました。法律の趣旨としましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法介護保険法等の関係法律について所要の整備を行うこと

になっております。

さて、ご質問に関してであります。介護保険制度における要支援の方に対する訪問看護、通所看護の市町村の地域支援事業への移行についてであります。国では、改正法の施行時には原則都道府県が指定している予防給付の事業者を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じて、市町村の地域支援事業として円滑な移行を支援することといたしております。このことは、事業者である市町村の裁量が強くなることを示しております。第6期介護保険事業計画では南三陸町らしい介護予防事業の充実と軽度の要介護者を決して切り捨てることのないように、サービスを展開するためにも共助、互助、そしてみずからの自助を促進するという地域づくりが必要になってくるものだと考えております。この点においては、保険者という立場よりも自治体として地域づくりのアイデアを出し合って取り組んでいかなければならないものと考えております。

また、改正後の事業につきましても介護保険制度の枠組みの中で行われ、現在の予防給付と同じ財源とする考え方が国から示されております。必要なサービス提供を行うためには、移行時はもちろんであります。将来にわたる安定した財源の確保が不可欠であり、これまで一律1割に据え置いている利用者負担につきましても、相対的に負担能力のある一定以上の所得のある方の自己負担割合を2割負担とする改正案が盛り込まれております。しかし、一方では低所得者に対する介護保険料につきましても、軽減措置も盛り込まれておまして、介護保険制度の長期的な持続可能性を高めるためにはやむを得ない措置だと考えております。

ご質問の3点目、医療機関の病床の再編・削減する仕組みについてでございますが、議員御承知のとおり医療機関の病床数については、県が策定をする地域医療計画により基準病床数が定められております。この地域医療計画をもとに、当院では新病院建設のため南三陸町病院建設基本計画策定委員会を立ち上げまして、有識者委員や町民代表委員からの意見、助言を取り入れ、南三陸町病院建設基本計画を平成25年1月に策定し、南三陸町から病院をなくしてはいけないという基本的な考えのもと、外来診療科9科、入院病床数90床、救急医療の確保を図っております。

また、平成25年4月に策定されました第6次宮城県地域医療計画において、二次医療圏が従前の気仙沼医療圏から石巻、登米、気仙沼医療圏に再編されました。新たな区域別の基準病床数が算定されたことから、病床数を一般病床40床、療養病床50床に定めております。

現在、国会で成立した医療介護総合法案での病床の再編・削減の仕組みは、病床機能報告制度及び地域医療構想を導入し、病床の機能分化をするもので、病床数の削減と平均在院日数

の短縮による効率的な医療提供体制の再編を進める内容であると思います。病床の機能分化につきましては、各医療機関の病床機能の報告により、必要量を把握し超過する病床は他の医療機能の病床に転換させるものでありますが、当院の病床数については、地域医療計画に基づいて定めたものでありますので、石巻、登米、気仙沼医療圏では病床が不足している状況であることから、現時点におきましては大きな影響は出ないというふうに思われます。病院経営においては、安定した医療提供体制を構築することが最も重要でありますから、今後の動向を見据えながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ちょっと今、お答えしたと重複することもありますけれども、私の考えをちょっと述べてみたいと思います。

この法案が始まったのは4月1日、まさに消費税が上がった日なんですね。消費税というのは、社会保障を充実と言いながらも、安心の医療、介護を壊すような社会保障の国の責任を後退させるような法案だと思えます。年金が減らされて、消費税が引き上げられ、さらに国民の負担がふやされようとしています。先ほどもありましたけれども、現在の介護保険では要支援1、2と認定された人には予防給付としてホームヘルパーやデイサービスなど12の在宅サービス、それからグループホームなど3つの地域密着型サービスというのが受けられるようになっております。この法案では、要支援1、2の人たちへのサービスを保険から外して市町村の地域支援事業として、家族、地域あるいはNPO、ボランティアなどに任せようとしております。また、サービス内容は市町村の裁量に任されており、利用の上限が設けられているということで、市町村によるサービスの格差が懸念されております。

ところで今、町内で介護の認定を受けている人、そしてそのうちの要支援1、2に認定されている人は何人ほどいますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度は基本的には、基本的な考え方ということで私お話をさせていただきたいのは、この制度スタートしてから大分様相が変わって、いわゆる利用者が増大をしたということがございます。したがって、制度の変更というのは基本的にはこの制度、いろいろ変えなければいけない、そうしないとこの制度そのものが維持できなくなるという、そういう危機感もあると。根底にはそういうことがあるというふうに思います。したがって、いろんなさまざまな変更が出てまいりますが、負担の増とかいろいろ出てまいりますが、これはある意味この制度をこれからも未来に向かって持続するためには必要な変更なんだろう

うというふうに認識をしております。

今、ご質問の要支援1、2につきましては、当町では43名ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ある程度しようがないというお話でしたけれども、負担がふえることには変わりないと思います。その43人の人がこの法案により、サービスから外されるというか、市町村のサービスに移されるというようなことになるわけです。

次に、法案は特に特養の入所者を重度の人を優先にということで、原則要介護3以上に限定するようになっていきます。そうした場合、入所者のほとんどが全面的な介助が必要になっており、今でも負担の大きいと言われていた介護職員の負担が増すことになるのではないかと考えます。また、入所に対象にならない要介護1、2の人たちは在宅での訪問や通所サービスになってしまいます。法案は多くの国民が医療、介護サービスから排除されることになりかねない社会保障についての国の責任を後退させるものと思いますが、どのように感じますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） サービスが受けられないということではございませんので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、今後の要支援1、2の部分につきましては、町として実施したいという形ではありますが、しかしながらこれも町として社協を含めて委託をしておりますので、単価を下げていくと今度はそちらのほうは立ち行かなくなるということもございまして、ある意味我々とすれば従前どおりのそういった支援体制はしっかりと構築をしていきたいというふうに思っております。

それから、要介護3、特養なんですけど、要介護3以上ということに国としての指針ですが、実は要介護3以上の方々の待機が非常に多いんです。ご案内のとおり、要介護1、2の方々、大体国の平均とすると約要介護3から5までが88%の方々が、入所者ですよ、入所者の88%が要介護3以上ということになっているのですが、当町においては7割ちょっとということになっております。要するに、1、2の方々が結構の人数お入りになっていきます。かといって、今回の制度変更になってその方々を追い出すということは、これ決してございませんので、これから新しく入所される方々は要介護3以上の方々にお入りをいただくということになります。ですから、ある意味重度で困っている方々を施設としてお預かりをするというのが、今回の改正の趣旨になってございまして、そこはひとつご理解をいただきたいという

ふうにしてあります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、要介護3以上の方が待機者が多いということでした。これに関しては、施設がないから待ってくれというのは、これはやはり国の都合なんだと思います。やはり介護保険という制度は、強制的に入る保険ですので、必要になった時にサービスがないというのは、これはよろしくないんじゃないかと思います。

財源につきましては、ここではちょっと避けますけれど、また別な方法で国のほうできちんと考えるべきだとは思っています。

法案は、介護保険で現行1割となっている年間収入が280万以上の人の自己負担割合、先ほどありましたけれども、2割に上げると。それから介護の必要度が低いとした要介護1、2向けのサービスを3年をかけて段階的に市町村に移管するなどの内容になっています。この自己負担割合の引き上げについてなんですけれども、実は参議院の審議の中でこの挙げる計算根拠というのがなくなりまして、厚生労働省も計算の根拠を取り下げたというような経過もありまして、それでもそのまま上げるという話になっているようです。

国は、団塊世代がピークになる2025年度までに介護職員を全国で100万人ふやす必要があるとしています。南三陸町における介護職員の必要数と充足の見通しは、今どのようになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 介護職員の必要数というようなことですが、実際には全ての施設のいわゆる不足数をまだ把握しておりませんので、ちょっと数字については申し上げられませんが、今の現況ですとなかなか集まらないと、募集をかけても集まらないというようなことは聞いております。ただ、これにつきましては南三陸町だけではなくて、いわゆる全国的な問題だというようなことですが、先日、県のほうで会議がございましたので、その辺については要望もいたしました。これはやはり全県的な問題だと、あるいは全国的な問題だと、絶対数が不足をしているとそういうような現況にあるというようなご報告がございました。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 全国的な、いわゆる介護職員だけではないんですけれども、いろんなところで人手不足が今言われていますけれども、特にこの2025年度でピークを迎えると言われておりますこの高齢社会に対して、抜本的な対策というか、ものを打つ必要があると思いま

す。

この法案が成立しましたので、この現場がどうなるかと考えますと、法案では病院の患者が早期退院を進めると。それから重症の高齢者は在宅や介護施設などに移すという考え方になっております。政府は介護の職員に、たんの吸引とかの医療行為を行わせ、医療費を削減しようとしています。これは介護職員への負担を増すことになって、事故につながらないかという懸念があります。それから、政府は2009年に介護労働者への処遇改善交付金ということで導入しまして、厳しい労働環境、慢性的な人手不足を解消しようとしたんですが、それが今言いましたように今現在改善されていないというのが現状のようです。政府は、外国人労働者の導入とか規制緩和で費用の削減を図ろうとしています。

全労連という組合のアンケートによりますと、介護職員の多くの人たちは仕事にはやりがいがあると、でも今の給料ではなかなか生活を維持するのは厳しいということで、なかなかその改正は難しいようです。そのためにも介護職員の労働条件の改善、賃金など大幅に改善するよう、これは自治体としても国に申し入れるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この問題については、本当に介護現場で働いている職員の方々、大変その労働意欲という点については大変厳しいのかなというふうな思いも、現場の方からもいろいろお話をお聞きいたしておりますが、いずれそういった労働者の方々の待遇改善という問題についてさまざまな場面でお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この法律は、19本を一括で審議しておりまして、非常に乱暴なやり方で決まってしまったようです。参考人の質疑とか、地方公聴会も数少ない時間で終わらせてしまって、出てきた意見などもほとんど無視されたような状況で可決されてしまったという状況です。

この法律の大きな柱とされております地域包括ケアシステム、名前はいいんですけれども、その趣旨とはかけ離れた、国民を医療、介護から追い出すような内容になっているんじゃないかと私は感じます。

それで、実は国はこの法律に先立ちましてモデル事業を行っていたんですね。この法律改正に向けて2012年から2013年にかけてモデル事業を行っていました。モデル事業は、患者あるいは要介護者を元の生活に戻すということを掲げてこの法案を先取りしたようなものだった

ようです。モデル事業に参加したところ、これは例えば東京都荒川区の例なんだそうですけども、腰が痛くてかがむことも困難な80代の女性が、それまで10年以上続けてきた生活援助を13年度で打ち切られたと、ボランティアによる家事支援に変更するように迫られたということがあるということです。それから、ボランティアの家事支援は介護保険サービスを利用した場合に比べて3倍近い利用料、それから年会費2,000円が取られるということで、年金が減額され、消費税が上がり、先行きの不安を訴えているということです。地域におけるケアには、いわゆる多職種、いろんな人が集まって地域ケア会議というのを設けまして、そこには市町村の職員が参加して、言ってみれば介護保険から卒業しなさいというようなことがあって、本人や家族が安心して暮らすための保険ではなくなってしまうのではないかと思います。また、足腰が痛くて杖なしでは歩けなくて、要支援1の認定を受けている女性が介護計画の変更を迫られ、保険サービスから外すように求められたりというようなことがあったそうです。担当するケアマネージャーとしても、命令調で行政の思いどおりのことをやらせようというのは利用者いじめで、これでは介護保険の申請自体をためらわせてお年寄りを孤立させてしまうのではないかと憤っているということでもあります。区の担当の部署でも、生活現場を見て自立に向けた方法を進めている、必ずしも本人の意思に沿わないこともあるだろうと、納得を得られたかはわからないというようなことも言っているそうです。これでは、利用者の選択が基本という介護保険の原則にも反しているのではないかと思います。

全国の13の自治体で行われたそうなんですけれども、このモデル事業では要支援、要介護の認定を受けた高齢者の約4割の人が1年後に卒業といいますか、介護から外されているそうです。厚生労働省は、生活上の支障を改善して本人の同意を得てサービスを終結となるので問題はないと説明していますが、認定が切れて非該当とされたわけでもないのに、自治体側がサービスの終結を決めるというのは少しおかしいのではないかと思います。

繰り返しますけれども、法律では要支援向けの訪問、通所サービスを全国一律のサービスから外して、内容も利用料も市町村の裁量になる事業に移されることになります。モデル事業で重視された地域ケア会議による検証も盛り込まれています。法案は、市町村の判断で要支援者を専門的サービスから締め出し、ボランティアなどの支援に委ねる仕組みで、モデル事業で行われた卒業ではなく、これは強制退学ではないかというような声も上がっております。介護保険の受給権を大もとから崩して、国の責任を放棄するものではないかと思います。

次に、先ほどもありましたけれども、地域医療は医師不足、看護師不足が医療崩壊と言われるほど深刻な状態にあります。法案では、診療報酬改定とあわせて、高度急性期の病床を

削減して患者を在宅医療や介護へ、いわば川上から川下へと誘導する仕組みをつくるものではないかと思います。

地域医療ビジョン、地域医療構想の策定に当たっては、協議の場が設けられ、そこで協議を踏まえ、また都道府県医療審議会の意見を尊重した上で知事が医療機能についての命令、指示あるいは要請が出されます。従わない場合は、医療機関名の公表、各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象から除外、地域医療支援病院、特定機能病院の承認の取り消しなど新たに民間病院にもペナルティを課して病床規制を行おうとしています。このことについては、4月の衆議院厚生労働委員会で政府側の答弁で、説得するときに懐に武器を忍ばせてというような言葉を使いまして、ペナルティを課そうとしています。日本医師会でも強権的なペナルティであってはならないとしています。

例えば、先ほどありましたけれど、今まだ病院不足しているということで、ないだろうということなんですけれども、医師がいなくて病床があいているといった場合に、病床削減の要請とか命令などはあるのですか。志津川病院の場合はその辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その制度そのものというよりも、病院のいわゆる入院の、いわゆる稼働率といいますか、そこはやっぱり病院の経営の観点から含めて大変重要な部分だと思っております。従来の当病院の新ベッド数126床でございまして、今回90床ということでございまして、いずれ入院ベッドの稼働率を高くしていく、それが病院経営について結びついてくるということになりますので、そういった国の制度とかの問題の以前に町の病院として経営をどう守るかということの観点が必要だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その努力はしていただけると思うし、していかなくちゃいけないだろうし、していただけるとは思いますが、それでもまだ医者がないということでベッドがあいているんじゃないかと、病床を減らしなさいとかいうようなその要請とか命令などは来たときはどうなるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、気仙沼、それから登米、それから石巻、ここの病床数約2,991床が基準になってございまして、現在のところ2,590床、いわゆるマイナス400床になっておりますので、この地域についてはベッド数は少ないということになっておりますので、そういう指示は来ないというふうに思います。だから、冒頭で説明をさせていただきました

が、影響は当院にとってはないというお話をさせていただいたのはそういうことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） わかりました。それから、政府はいわゆる混合診療というのを広げようとしています。名前は、患者申し出療養制度というのを創設しようとしているらしいんですけども、これまでの国民皆保険制度を空洞化させ国内未承認薬の利用が広がり、医療の安全を脅かしかねないかと思うんですけども。これは混合医療といいますのを御存じだと思いますけれども、保険を使う部分と使わない部分を一緒にやると。これまではそれが限定されていたんですけども、それを大幅に広げていこうというようなことらしいですけども、この混合診療についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ごらんのとおり、自由診療と保険診療が一体のものを混合診療でございますけれども、基本的にこれは別に強制をされるわけではございません。患者さんご本人がどちらを選択するかという問題でございますので、いかにも国から強制されて自由診療を受けなさいよというそういうことではございませんので、それは繰り返しますが患者さん個人がどちらを選ぶかという問題だというふうに思います。ただ、その中で懸念されているのは、お金のある方は高い自由診療のほうでいい薬を使ってとかという、そういう疑念といいますか懸念といいますか、そういうのを持っている方々もいらっしゃるようですが、繰り返しますが患者さんご本人がどちらを選ぶかということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 町長おっしゃったように、お金がある人は高い自由診療で受けられると。ない人は、それが難しいというそういういわゆる格差が生まれることが非常に懸念されているところだと思います。選びたくても効果のある高いほう、それが保険きかないとなると受けられないというようなことになるのではないかと思います。

次に、今でも入院しますとなるべく早く退院するようにと、それで患者は十分なりハビリテーションもないまま在宅に戻されているということもあるということをよく聞きます。特養ホーム待機者が全国で今52万人を超えているそうです。ショートステイの長期利用など高齢者が漂流している実態もあるとよく言われます。政府は重度でも在宅でというかけ声で医療行為の一部を看護師に移し、特定行為ということで訪問看護の切り札と認めているようです。この法律によって、この法律ができれば症例によってその内容が拡大されることもできると

聞いております。今でさえ、いつ医療事故が起きてもおかしくないという現場の声を直視すべきだと思います。これでは、いわゆる医療崩壊に拍車がかかるのではないかと非常に懸念されております。

次に、先ほども少しありましたが、要支援者向けの訪問介護と通所介護は介護保険サービスから外されて、市町村が行う総合事業に移されます。ボランティアなどの多様な担い手が行うとされましたが、要支援者は必ずしも軽度者ではないということ。変化に気がついて重症化を防ぐ、尊厳を持った自立した生き方を支援するという立場のヘルパーの仕事というのは、非常な専門性が求められていると思います。厚生労働大臣は、必要な人は専門的なサービスを受けられると言いつつも、受けられる人が少数にとどまらぬということも認めております。介護認定によらないチェックリストで誘導して、自治体の窓口で認定から締め出す水際作戦にもなりかねないのではないかと思います、どのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、要支援の方々を要介護のほうにいかにつけていかないかということが非常に大事だと思います。今ボランティアのお話ありましたが、確かにその要支援の方々が知識のないボランティアの方々がそれをサービスを提供するということになると、ご指摘のような問題は出てくると思いますので、その辺の教育のあり方っていうのはこれはそれぞれの町や市でしっかりと取り組む必要があるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうですね、法律ができてしまいましたので、そういう可能性がありますので、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。

次に、先ほど言ったかな、安倍総理は自治体の特性を生かすと、それからサービスを抑制するものではないというようなことを再三言っているんですけども、給付費の伸び率を管理しているので、これは実質そんなに伸ばすことができないのではないかと思います。

それから次、特養ホームへの入所を要介護3以上にして、1、2の人を締め出す一定の収入のある人の利用料を倍にした場合は、介護が必要なのに保険から締め出される高齢者がふえることは先ほども言いましたけれども、これは避けられないのではないかと思います。法律では、安倍内閣が進める社会保障と税の一体改革の具体化であり、社会保障本人と家族の責任に迫りやるものではないかと思います。

認知症の夫を死亡させたのは妻の責任とした名古屋高裁の判決があるそうですけれども、これはちょっと許せないのではないかと思います。この法律はまさにそういう社会に向かうも

のではないかと思います。

法律へは直接余り関係ないかもしれないですけども、今生活保護に関してですが、厚生労働省が13日に発表したところによりますと、受給者数が2012年前年比で4%増、世帯にして155万余り、過去最高になっているそうです。人数でも3.8%増で約13万余りとなったそうです。そのうち、高齢の世帯数が67万余り、全体で43.7%を占めており前年比で6.5%の増加となっています。受給の理由は、貯金の減少、あるいは喪失、お金がなくなったというのが最も多くて、けがや病気、働いても収入の減少や失業が原因になっているそうです。以前にも言いましたけれども、我が国では生活保護の受給資格のある人のうち、生活保護を利用している人の割合、捕捉率はわずか2から3割程度で全国で孤独死や餓死が多発しているというのを聞きました。今、政府が取り組むべきことは、余りにも低い生活保護の捕捉率を大幅に引き上げる手だてを講じることではないかと思います。

昨夜ですけども、NHKのクローズアップ現代という番組がありまして、若者が家族の介護のために若者の未来が閉ざされるという問題を取り上げておりました。介護では高齢の家族がその親を介護するという、いわゆる老老介護が問題になっていますけれども、10代の若い人が家族の介護を担い、学校に行けなくなったり、職場をやめざるを得なくなったりしている実態があるということです。遊びの経験とか友達というのは若いときには必要なことです。若い人の成長には必要なことで、この経験ができないということは後の人生に大きなハンデになる可能性があると思います。日本では、そういう子供たちの相談する場所がありません。イギリスでは、ケアラーズセンターという介護をする人たちの支援をするシステムがあるそうです。そこでは、福祉や教育の専門家がさまざまな相談に応じていて、学業や就職、奨学金、介護の代行などの支援が行われているということです。

そこでですが、現在地域包括支援センターがありますけれども、これは介護を受ける人への支援が中心になっておりますけれども、イギリスのような介護をする人への支援も担っていく必要があるのではないかと思います。このことについてどのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これは、いわゆる制度上の問題でありますので、イギリスの制度をそのままこの南三陸町に持ってきてやってみようかというような話にはなかなかすぐにはならないと思います。ただ、こういう小さい町ですので、そういった個々の事例に関してはうちのほうの地域包括支援センターを初めケアマネージャー、あるいは町内のそういう介護職の方々がくまなく、そういう事例をチェックしておりますので、もし本当に困ってい

ることがありましたら、うちのほうの窓口にご相談いただければ幾らでも相談に乗りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今の制度の中で、すぐこれをやれというのは多分できないのかもしれませんが、今この南三陸町の地域包括支援センターの内容なんですけれども、介護予防、それから総合相談、権利擁護、それからケアマネージャーの支援とかいろんなことをやられるようですので、ぜひこの介護をしている方への相談も施設丁寧に対応していただきたいと思います。

それで、この地域包括支援センターというのは、先ほどから言っていますけれども、介護予防にとっても非常に大事な位置にあると思います。この役割について、ちょっと町長ご感想を。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 小野寺議員さん、まさに言ったとおり、いわゆる高齢者の方々のその要介護、あるいは要介護にならないために、そういった形の支援をするそういうセンターでございます。ですから、先ほどから地域包括ケアの話が出ておりますが、国として地域包括ケア、いわゆる地域でそういう高齢者の方々を安心して暮らせるように保険、医療、それから福祉、そういったものが一体となって地域でそういうシステムを構築するということが言われておりますので、今回の法案につきましても、地域包括ケアに向けたその第一歩だと思います。町としてそういう地域包括ケアの中で、高齢者の方々をフォローしていくというようなこととなりますので、ある意味地域支援事業がまた町の責務としてやらなければならないというような状況になりましたので、それにつきましては当課といたしまして一生懸命取り組んでまいりたいとそういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それで、地域包括支援センターなんですけれども、非常に大事な位置にあるということで、ほかの市町村では民間に委託しているところもあるようですけれども、南三陸町での今のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 当面の間は町で実施をしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ぜひですね、これは町がきちんと責任を持った形で、本当にこの介護

予防あるいは福祉のかなめとなるどころだろ思いますので、その点しっかりやっていただきたいと思います。もう少しで終わります。

最後です。福祉政策は憲法25条による国民の権利として、裏返しをすれば国の責任として充実させるべきだと思います。今回の法律に対しては、全国で210ほどの地方議会で異議を唱える意見書が採択されておりまして、市町村にはその受け皿がなく、サービスには地域格差が生じる、要支援者の重症化が進んで保険財政を圧迫するのではないかなどの懸念の声が上がっております。介護保険創設当初の介護の社会化と国民皆保険という理想を投げ捨て、憲法25条を否定するような法律に対しては、私たちは反対を言っていたんですけども、成立してしまいました。今まで言ってきたような、いろんな懸念が生じないようなことをぜひお願いしたいと思います。

最後に、町長感想をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろんなご意見、それぞれの立場立場であるというふうに思いますが、ある意味この日本、世界に例を見ない高齢化がどんどん進んでいる。そういう中で、この制度を持続可能なためにどのように改革をしなければいけないのかということは、逐一それは見ていかなければいけない。したがって、今回の改正もある意味その一端の中での改正だというふうに思っておりますので、そこはあとは市町村、町としてやれるところはしっかりやっていくということが、その気概が大事だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、2件目に入ります。

次に、これもですけどももう法律が通ってしましまして、成立してしまっただんですけども、教育委員会制度の改革案、これについてちょっとお伺いします。

この法律は、自治体首長が主催する総合教育会議というのを設けて、教育に国の関与を強めようとしているように思いますが、どのように思うか。

それから、教育長と教育委員長を一本化して、首長が直接任命するということですが、教育委員会のまさにこれは形骸化を招くものではないかと思いますが、どのように思いますか。

そして、政治が教育に介入することになる法律には反対していたんですけども、通ってしまいました。この法律に対して、来年から町長も当事者になると思いますので、お考えを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問でございます。3点にわたっておりますが、総括してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律につきましては、第186回国会に提案され参院において可決をしたところであります。

改正案の概要は、1つは教育行政の責任の明確化であります。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこととし、首長が議会の同意を得て直接任命、そして罷免を行うと。新教育長は、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表するというものであります。

2つ目には、総合教育会議の設置、大綱の作成であります。総合教育会議は、首長が主催し、首長と教育委員会により構成をされます。法律上に定める教育委員会と首長の職務権限は、変更しないこととした上で、総合教育会議において首長が教育委員と協議をし、教育行政の大綱を作成を策定するほか、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整をするものであります。

3つ目は、国の地方公共団体の関与の見直しであります。いじめによる自殺の防止等、緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対し指示ができることを明確化するものであります。なお、政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする内容であると認識をしているところであります。現行の教育委員会制度につきましては、旧教育委員会法のさまざまな問題を整理し、深い思慮のもとに設計された制度でありまして、これまで指摘されている課題につきましては一定の理解を示すものの、制度の問題でなく運用の問題であると考えております。

本法案につきましては、来年4月1日施行までの間、制度の内容等慎重なる把握に努めるとともに、我が国の将来を担う子供たちの教育について、ナショナルスタンダードを維持しながら、国、都道府県、市町村の役割を明確にして責任ある教育行政が進められるように注視をしまいたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、いろいろお話ありましたけれども、やはりこの法律のいろんな問題点、私たちが考える問題点がいっぱいありまして、まずこの教育委員会というのはなぜつくられたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私が考えるには、法的には昭和23年度にこの教育委員会制度が発足したわけですが、やはり教育の中立性ということで、いわゆる生徒は切り離して教育を実施すべきだと、これは戦後のいわゆる民主主義の土台の中で、この教育に対する考え方のもとにこういう制度ができたのではないかとこのように考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、教育長がおっしゃったように、教育委員会は戦後、その戦前の教育の反省の上に市長から独立した行政委員会として全ての市町村に設置されました。この一番大事な、教育の政治、行政からの独立、この大事どころが最初にできたこの考えから変わってきて、今そこに市長、町長が入っていくという。その町長、現在の町長さんだけではありませんけれども、どういう町長さんになるかわかりませんが、そこに国の考えが入ってくるといふことになると、やはりこの教育の民主制、それから住民の主体性が失われていくのではないかと懸念があるわけです。

そこで、この形骸化を、できてしまいましたのでちょっとお話を交えたいと思うんですけれども。予定とは交えたいと思うんですけれども。この形骸化を防ぐためには何が必要かと、きちんと地域住民の考え、それから現場の考えが教育行政に反映されるようにするにはどうしたらいいかというのを考えてみたいと思うんです。それで、教育委員会にも、現在の教育委員会はいろいろ問題があって、先ほど言いましたその例えばいじめに対する対応とか、そういうようなことでなかなか機動性がないとかいふことが言われているようですけれども。今その、この町の教育委員会のあり方、それから実情について問題とか課題とかありますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 現在のこの南三陸町の教育委員会の現状ですけれども、議員御承知だと思いますけれども、教育委員会制度、昭和23年度に創設されてからたびたびこの制度が少しずつ変わってきております。平成13年度の法改正の中で、教育委員の年齢だとか、男女だとか、それからあとは教育委員の中に子供を持つ、いわゆる小学生、中学生を持つ父兄の方も入れるということで、現場のいわゆる住民の目線で教育委員を選出するという形になってきております。現在も当町では5名の教育委員がいますけれども、男女比率で言えば女子が1人と、それからあとはお子さんを持つ教育委員が1名ということ、そういうふうになっておまして、月1回の定例の教育委員会でその時々々の教育行政の課題について、定例の教育委員会をもってその解決に当たっております。特段大きな課題というようなものは、現在の

ところはない状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 全国の、文部科学省の資料なんですけれども、全国でその教育委員会がどの程度開催されているか、会議が開催されているかというようなことがあるんですけれども、南三陸町では月1回ですか、比較的多いほうですかね。比較的頻繁にされているということですか。

それから、研修なんですけれども、教育委員としての研修を行っているそうなんですけれども、その研修はどの程度行っていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 県単位で行っている研修については、大きいものについては年2回、ないしは3回ぐらいあります。それから、あとはこの地区ですか、気仙沼本吉地区の教育委員会の協議会がありますけれども、それも年に2回開いております。あとは個人でそれぞれ研修なさっている教育委員さん方もいると思われまして。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 比較的一生懸命勉強されているというようなことは言えると思います。それで、教育委員なんですけれどもこれは最初公選で選ばれていたということらしいんですけれども、それが法律が変わって公選ではなくなったと。その辺からちょっと形骸化が始まったのではないかとされています。この教育委員会を公選でやっているところも今ありますかね、どこかで。以前はあったはずなんですけれども。やはりこれは政治あるいは行政から独立するということでは、これ公選したらいいんじゃないかと思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 現在は公選制ではありませんので、公選制についてのよさ、それからあと課題等いろいろあるかと思っておりますので、現行の教育委員会制度の中で教育委員が選出されているということについては、それなりに意味があるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 公選制はそれなりに意味があることということですので、今後その方向で考えていっていただきたいと思っておりますけれども、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう問題なんですけれども制度上の問題でございますので、町で単独で

選挙をすとかというのにはこれではございませんので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。なぜ選挙がなくなったかというのは、ある意味他の選挙に比べて非常に投票率が低かった、それを背景にしてある意味組合の方々のもとまった集票があって、教育委員がごく一方のほうの方々に固まってしまったという、そういう反省の上で公選制がなくなったというのもお聞きをいたしてございますので、今繰り返しますが当町で公選制をやるということはありませんというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 意味があるというんですけれども、今のところそれはできないということですね。これは、また広い意味でいろんな議論が必要だとは思っています。

それで、法律ができてしまいましたので、もう一度この法律に対しての町長が来年度から関与していくと、会員に入っているいろんな意見を述べていく、あるいは指示をしていくということになると思いますけれども、その委員会に対しての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初、この首長が入ることによって政治的な中立性が排除になるのではないかということの懸念もございました。しかしながら、今回一定程度その辺につきましては担保されているということでございますので、ある意味これから厳しくなってくるのは教育委員会の委員の皆さんのお力が大きくなってくるとするのは、首長の暴走をとめる、あるいは新教育長、これも権力が強くなりますので、これも力が強くなってくる。そういう方々の暴走をしっかりととめるという意味においては、教育委員会の力量というのが大変問われる、これからそういうふうな時代になってくると思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） であればですね、なおさら公平な選ばれ方というのが委員には必要だと思います。公選についてはまた後の話になりますので、教育委員会制度については以上で終わりにしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君の一般質問が途中でございますが、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す

ることとし、明19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 2時30分 延会